

法科大学院認証評価

自己評価書

学習院大学大学院法務研究科法務専攻

平成 25 年 6 月

学 習 院 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	30
	第4章 成績評価及び修了認定	42
	第5章 教育内容等の改善措置	59
	第6章 入学者選抜等	63
	第7章 学生の支援体制	79
	第8章 教員組織	90
	第9章 管理運営等	106
	第10章 施設、設備及び図書館等	113
	第11章 自己点検及び評価等	123

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）

(2) 所在地

東京都豊島区目白1丁目5番1号

(3) 学生数及び教員数

学生数：93名

教員数：17名（うち実務家教員5名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964年には政経学部から独立した法学部を設け、1972年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出してきた。彼らは、裁判官・検事・弁護士として、各々の分野において立派な活躍をしている。

(2) 開設

学習院大学は、平成16年4月1日に、入学定員65名（法学未修者コース約15名、法学既修者コース約50名）の法科大学院を開設した（なお、平成22年度より、法学既修者コースの定員を15名減らし、入学定員は50名となっている）。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

(3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践をとおして、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドックス

な法曹養成教育を実践するためには、しっかりとした教授陣を組織する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。実務家教員5名を含む17名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、法実務上の経歴を有しており、さらに、法学部法学科所属の教員は、優れた研究業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、入学定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの規模を数人から40人、多くても60人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易なものとしている。さらに、教授一人に対して5人前後というクラス編成をする「起案等指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

(4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもっている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教師と学生間に親密な人間関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきた。法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気が形成されている。

さらに、平成22年に竣工した中央教育研究棟は、9階から11階が法科大学院専用となっており、特に9階は1フロアが全て法科大学院学生専用の自習スペースになっているなど、施設面についても充実した学生対応を行っている。

II 目的

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来 10 年を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

(1) ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、ビジネス・プランニングや金融法、企業法といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置され、企業法務の経験豊かな弁護士の実務家教員を中心に教育体制が整えられている。

(2) ビジネス・ロー領域以外も重視

上記のことは、他の領域を軽視する趣旨ではない。たとえば、現代国家において公法上の紛争は増大しつつあり、憲法訴訟や行政訴訟を専門とする法曹の需要も高まっている。そこで、かかる公法分野に強い法曹を養成することにも力を注いでいる。また、刑事法分野の重要性は、いうまでもないことであり、検察官や刑事裁判官、刑事事件を専門とする弁護士を目指す者のために、刑事分野の経験豊かな裁判官・検察官出身の実務家教員を配置して、実務刑事法教育に万全の態勢をしいている。

(3) 法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の定める「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、ビジネス・ローの最前線でなくとも、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下の力持ち的役割を進んで引き受ける法曹がいてよい。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、これについて、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

法科大学院は、法曹養成に特化した高度な法学専門教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的とする。平成 16 年に全国に法科大学院が開設され、その修了生を対象とする新司法試験（平成 24 年から「司法試験」）の実施を通じて、多くの法曹が誕生した。それでも、わが国の法曹人口は欧米先進諸国に比してなお過少であり、とりわけ地方においては国民が満足な法律サービスを受けられない状態が依然として続いている。社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、国境を越えた人的・物的交流がますます盛んになりつつある今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する。それぞれの状況に適切に対処するためには、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識が求められる。これらの感覚、視野、知識をバランスよく備えるとともに、それに基づいて実務をこなす能力を身につけた法曹が必要とされているのである。このことは在野法曹についてのみならず、裁判官や検察官についても当てはまるであろう。学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、職業倫理を備えた法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標として、その達成に努めるものである。

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれの立場においてであれ、十分にその務めを果すことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。それは、高度専門職業人としての法曹になるためにはどの領域でも通用するような土台ができていなければならないとの考え方に基づくものであるが、同時に、これまで弁護士のほかに裁判官や検察官として第一線で活躍する人材を少なからず輩出してきた本学の伝統を受け継ぎさらに発展させようとするところでもある。そのため、本法科大学院のカリキュラムはきわめてオーソドックスな内容になっているといえる。しかし、それは、まず基礎学力の涵養に努め、次いで基礎から応用まで無理なく学力を伸ばしていけるように各科目を配置した結果であり、学生たちが法律基本科目を中心に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランスよく受講す

ることが期待されている。

上記の教育目的を実現するために、本法科大学院は、厳格で公正な成績評価及び修了認定を行っている。成績評価については、予め成績評価基準を設定し、これをシラバスで公表するとともに、成績分布を公表して客観的かつ厳格な評価を実施している。また、本法科大学院は、進級制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級の各段階において、厳格な成績評価に基づいて進級の可否を決定しており、最終的な修了認定についても、同様に厳格な姿勢で臨んでいる。これも国民のための司法を担う質の高い法曹を養成するという司法制度改革の理念に忠実な法科大学院としてその使命を果たしていこうとする決意の現われということができる。

本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院のホームページ及び法科大学院案内において明確に示されているほか、毎年学内外で数度にわたり行われる法科大学院の入試説明会等の機会をとらえて、外部に表明している。

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b2.html> 及び別添資料8「法科大学院案内2014」、別添資料9-1「平成26年度入学試験要項」)

また、毎年新入生(ないし入学予定者)に対して行われるガイダンスにおいても、本法科大学院の教育の理念及び目標を説明し、周知を図っている。

別添資料8「法科大学院案内2014」

別添資料9-1「平成26年度入学試験要項」

資料「平成25年度新入生ガイダンス概要」

第1回

対象：合格者

開催日時：平成24年10月27日(土)14:00~15:30

開催場所：中央教育研究棟-402教室

内容：14:00 法科大学院の概要について——法務研究科長・野坂教授

14:15 カリキュラムについて——教務委員・淵教授

14:30 奨学制度について——学生委員・稲田教授

14:45 教員紹介・質疑応答

15:00 施設案内(希望者のみ)

15:30 終了予定

第2回

対象：新入生及び在学生

開催日時：平成25年3月9日(土)13:30~15:00

開催場所：中央教育研究棟-301教室

内容：13:30 履修要覧等交付

14:00 履修ガイダンス

・履修についての全般的な注意——法務研究科長・野坂教授

・履修についての具体的な指導——教務委員・淵教授

・質疑応答

・ 事務連絡

第3回

対象：新入生

開催日時：平成25年4月1日（月）8:50～15:00

開催場所：中央教育研究棟—402教室

内容：8:50 学生証交付

9:00 法経図書センターガイダンス

9:30 学生相談室ガイダンス

10:00 担当教授との個別面談

12:30 判例検索データベースガイダンス

基準 1 - 1 - 2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院が養成しようとする法曹とは、市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題を処理することのできるオールラウンドな力をもった実務法曹である。このような法曹を育てるために、本法科大学院の教育は、オーソドックスな内容ではあるが、基礎学力の涵養に努めることに主眼を置いている。詳しくは、第2章以下の記述に譲るが、本法科大学院では、3年間で履修する授業科目を、必修科目、選択必修科目、選択科目の3類型に分け、全体として、基本的・基礎的なものから応用的・発展的なものへと、順次履修できるように配列している（その詳細については、履修規程及びシラバスを参照）。必修科目は、公法、民法、刑法の全分野にわたって、法曹として当然修得しているべき基本的内容をなす科目と実務家として備えているべき素養に係る科目である。また、選択科目は、現代社会の様々な法律問題や法制度の基本を考察する科目である。さらに、偏った履修は、上述の本法科大学院の教育の理念及び目標に反することから、選択科目のうち的一定単位を選択必修科目として履修させることとしている。本法科大学院では、各学期の開始前に学生の履修希望を予めアンケート調査し、バランスよく履修できるように時間割やクラス編成を工夫している。（別添資料5「平成25年度法科大学院授業時間割表」参照）そのため、学生の履修は効率よく適正に行われている（資料「平成24年度履修登録者数」参照）。また、下記のような在籍者の状況の下において、少人数クラスによる教育が実施されている（資料「各年度5月1日現在の在籍者数及び各年度末における休学者・退学者数」参照）。

学生の成績に関しては、①各科目について成績評価割合が適切に設定されていることを確認できる資料を毎年度作成しているほか（別添資料13「平成24年度法科大学院科目別成績評価割合」参照）、②学生個人の成績分布を確認するための一覧表（別添資料14「平成24年度法科大学院成績分布一覧」参照）、③学生個人の通算成績を順位付けした表（別添資料15「法科大学院成績集計表（通算成績）」参照）を作成し、教授会で配布し、議論を重ねてきている。このようにして、学生の学業成績を客観的に把握し、組織で共有し、指導に還元している。

平成16年4月の開設以来、本法科大学院の教育の理念及び目標に沿った授業が展開され、学生の履修状況にも特に問題は認められない。当初の構想どおりの教育成果を上げつつあると考える。

資料「平成24年度履修登録者数」

基準 3 - 1 - 1 に係る状況参照

資料「各年度5月1日現在の在籍者数及び各年度末における休学者・退学者数」

基準3-1-1に係る状況参照

別添資料5「平成25年度法科大学院授業時間割表」

別添資料13「平成24年度法科大学院科目別成績評価割合」

別添資料14「平成24年度法科大学院成績分布一覧」

別添資料15「法科大学院成績集計表（通算成績）」

【解釈指針1-1-2-1】

本法科大学院が設定した理念及び目標が本法科大学院の教育を通じて達成されているかどうかの試金石は、本法科大学院で学んだ修了生がどれだけ多様な分野で法曹ないし法律専門職として活躍しているかであるということになる。平成18年に最初の修了生を送り出してから以降の新司法試験（平成24年以降は「司法試験」）の合格者数及び合格率の推移は下記のとおりである（資料「司法試験の合格状況」参照）。この結果は、決して満足すべきものとはいえない。しかし、毎年コンスタントに一定数の合格者を出しており、これらの合格者については学内成績との相関関係が認められることから、本法科大学院はそれなりの教育成果を達成しているものと受け止めている。

また、無事司法試験に合格し、法曹として各分野で活躍している修了生の進路は、下記のようになっている（別添資料16「法科大学院修了者の進路について」参照）。残念ながら裁判官に任官した者はまだいないが、大多数が弁護士となり、検察官として活躍する者も毎年数名ずつ出ている。弁護士については、西村あさひ法律事務所、シティユーワ法律事務所など首都圏の代表的な法律事務所のほか、出身地や修習地の事務所において地域の人々に貢献している者も少なくない。平成25年1月23日には、法科大学院を修了し弁護士として活躍している5名の者と〔現〕法務研究科長が座談会を開催し、修了生の活動状況を把握すると共に、その内容を在学生及びこれから入学を考えている者に対しパンフレットを通じて情報提供を行っている（別添資料8「法科大学院案内2014」参照）。

なお、下記の資料で把握しているように、法曹以外にも、一般企業や行政機関に法律知識を活用して進路を求める修了者もおり、そうした進路に関する情報提供などの進路支援に力をいれていきたいと考える。

資料「司法試験の合格状況」

	司法試験合格者数	司法試験合格率 (合格者数/受験者数)
平成20年	20名	23.0%
平成21年	21名	24.4%
平成22年	19名	20.2%
平成23年	18名	22.5%
平成24年	16名	18.8%

別添資料 16 「法科大学院修了者の進路について」

別添資料 8 「法科大学院案内 2014」

【解釈指針 1 - 1 - 2 - 1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院では、開設以来、司法制度改革の理念に忠実な法科大学院たらんと努力してきた。すなわち、国民のための司法の担い手となる質の高い法曹を養成するために高度な法学専門教育を行うことはもとより、いたずらに法技術に流れるのではなく、温かい心で人に接し、正しい法の運用ができるような人材を育てるということである。たとえば、「ソーシャル・スキル」のような、司法試験とは全く無縁な授業を学生に履修させていることは、将来実務法曹として活躍する上で相手の言うことを正確に理解し、かつ、適切な表現を選択して意思疎通を図るといふ、コミュニケーション能力の開発が不可欠であるとの認識に基づくものであり、このような基本姿勢は本法科大学院の特長の一つに数えられると自負している。

(2) 課題

本法科大学院の目指すところは上記のとおりであるが、学生にとっては法科大学院修了後に受験する司法試験に合格することが最大の関心事であることは否定できない。そのため、ともすれば、法科大学院での勉学の意味を理解できず、試験科目ばかりに集中して、試験に関係ない授業科目を軽視する傾向が一部に見受けられることは残念である。法科大学院の教育の理念及び目標について、なお一層周知徹底を図る必要があると考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

教育課程の詳細については、別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」93頁以下「学習院大学法科大学院履修規程」(以下「平成25年度学習院大学法科大学院履修規程」という。)を参照されたい。

以下では、教育課程の特徴について述べる。

【理論的教育と実務的教育の架橋】

(1) 未修者は1年次で、法律基本科目をひとつお概観し、基本的な知識を修得することのできる教育課程となっている。一例を挙げれば、第1学期に「民法入門1～3」(計6単位)が配置されるなど、短期間で集中的に法律基本科目の授業が段階的に提供されるようになっている。

(2) 2年次では、法律基本科目についてさらに高度な知識を修得し、法曹として必要な法知識を蓄積し、理解力を深めることのできる段階的な教育課程となっている。また、展開・先端科目を選択科目として履修することもできる。この段階で未修者と既修者が同一のクラスにおいて学習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。

2年次の第1学期には「起案等指導3」、第2学期には「起案等指導4」(いずれも必修科目)が配置され、少人数の演習方式で判例の読み方や法文書作成の基本を学ぶことができる。法曹として必要な文章表現力の向上を目指している。「起案等指導4」においては、人と接するときどのような言葉づかいや態度・マナーを心がけるべきかを具体的な場面を想定しながら解説する「ソーシャル・スキル」の講義も行われており、依頼者との関係で法曹としてもつべき責任感や倫理観を涵養することに留意した内容となっている。このように、学部教育とは区別された、実務的教育への架橋をも意識した教育課程が用意されている。

2年次の第2学期には、法律実務基礎科目の必修科目として「民事訴訟実務」2単位が配置されている。第1学期で修得した民事訴訟の理論に関する知識を踏まえながら、民事訴訟の要件事実及び事実認定の基礎を学修することができるようにしている。これも、理論的教育から実務的教育への架橋を意識した教育課程の一例である。

法曹としての責任感や倫理観を涵養するための独立の必修科目としては、「法曹倫理」

2単位を開設し、2年次第1学期及び3年次第1学期に配置している。「法曹倫理」は、かつては3年次第2学期に配置されていたが、平成23年度に選択・法律実務基礎科目として「エクスターンシップ」を新設し、2年次第2学期から履修できるようにしたため、2年次で「エクスターンシップ」を履修する学生を想定し、2年次第1学期からの履修を可能にした。法曹養成機関としての任務を考慮した教育課程の編成である。

(3) 3年次では、主として展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習(選択科目)を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。このように、1年次から段階を経て専門的法知識を深めることのできる完結した教育課程を編成している。

法律実務基礎科目としては、5つの必修科目(「刑事実務」、「刑事手続法演習(模擬裁判等)」、「法曹倫理」、「起案等指導5・6」)及び3つの選択科目(「模擬裁判」、「民事手続法演習(和解と交渉)」、「エクスターンシップ」)の履修を通じて、法律基本科目の理解を基礎としつつ、実務に必要な知識や技能を修得できるようになっている。

以上の科目編成を前提として、学生が将来、企業法分野での活躍を目指すのか、一般民事法分野を志望するのか、公法紛争や刑事法分野に重点を置くのかに着目して、履修モデルを設定し、履修規程において学生に周知を図っている。

資料「学習院大学法科大学院履修規程」(別添資料3-1「平成25年度学習院大学履修要覧・シラバス」所収)

【解釈指針2-1-1-1】

【多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導】

未修者として入学してくる学生の多くは法学部出身者であるが、非法学部出身者や社会人経験者等、多様なバックグラウンドをもつ学生のニーズに応える必要があることから、必修の法律基本科目として「起案等指導1・2」を配置している。ここでは、法律学の基本的な学習方法、思考方法、文献の調査方法、法文書作成の基本などについて、丁寧な指導を導入教育として行っている。

【解釈指針2-1-1-2】

【修了時までには修得すべき知識・能力の到達目標の設定と教育課程・授業内容への反映】

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が公表した「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」については、各授業科目の担当者において内容を検討し、授業で扱う事項と学生の自習に委ねるべき事項の振り分けを行い、教育課程及び授業内容に反映させている。また、各授業科目の「共通的な到達目標」の内容は、シラバスにおいて参照を要請するとか(平成25年度法科大学院シラバス「公法入門1」「行政法1」参照)、授業において学生に配布するなどして、周知を図っている。

「共通的な到達目標」としてどのような内容を設定するか、また、そのうちのどの範囲までを授業において扱うかは、入学してくる学生の学力に応じて、また、授業時間数の制限内で、各授業科目の担当者が決定することを基本とすべきではあるが、他方で、授業で扱うべき内容についての理解が担当者によって大きく異なることは、全体として

の教育効果を高めるうえで望ましいことではない。そのため、共通的な到達目標の設定の方針及び実践について授業担当者間で意見交換を行い、理解の一致を図るとともに、教育効果の向上につなげる工夫等についても情報を共有している。

別添資料 17「法科大学院自己点検・評価委員会議事録（平成 24 年度）」

【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】

基準 2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目

法律基本科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

憲法または行政法

「公法入門 1・2」、「憲法 1～3」、「行政法 1～3」、「公法演習」

民法

「民法入門 1～5」、「応用民法 1・2」、「民法演習 1・2」、「民法基礎研究」、

「家族法」、「担保実務研究」、「債権法改正」

「民事法演習 1・2」(選択科目であり、平成 24 年度・25 年度は休講)

商法

「商法入門 1・2」、「企業組織法」、「企業金融法」、「商事法演習 1・2」、

「商法総則・商行為法」

民事訴訟法

「民事訴訟法入門 1・2」、「民事訴訟法 1・2」、「民事訴訟法演習」

刑法

「刑法入門 1・2」、「刑法 1・2」、「刑事法演習 4 (刑法判例研究)」

刑事訴訟法

「刑事訴訟法入門」、「刑事訴訟法 1・2」、「刑事法演習 5 (刑事訴訟法判例研究)」

その他

「起案等指導 1・2」

上記のうち「起案等指導 1・2」以外の各科目は、それぞれの法分野における基本原則の理解、見解が分かれる論点に関する判例・学説の状況と対立点の理解、具体的な事件への理論のあてはめとその結果の妥当性の検証などを内容とするものである。

重要な判例や必読とされている文献を教材として、実務に必要とされる基本的な知識を修得させるとともに、いまだ解決されていない問題に対応する能力を養うことを目的としている。

「起案等指導1・2」は、法律基本科目である公法系、民事系、刑事系の諸科目の基礎にあたる内容、具体的には判決文の読み方、わかりやすい法律文書の書き方を未修者に丁寧に指導する科目として基礎的学修確保の観点から開設されているものである。

【解釈指針2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「刑事手続法演習（模擬裁判等）」、「法曹倫理」、「起案等指導3～6」、「法情報調査」、「模擬裁判」、「民事手続法演習（和解と交渉）」、「エクスターンシップ」

上記の各科目のうち、「法情報調査」及び「起案等指導3～6」以外の科目は、裁判官または弁護士としての経験の豊富な実務家教員が担当している。

「法情報調査」は、1年次生（法学未修者）及び2年次生（法学既修者）全員を対象として、判例・文献の検索の仕方、図書館の利用法、雑誌・図書の探し方などを修得させることを内容とする。

法文書の作成を内容とする「起案等指導3～6」は、実務家教員のほか、研究者教員も担当し、それぞれの責任において教育内容を決定しているが、合同の会合を開くなどして、教育方法とその成果に関する情報を交換し、教育内容の統一を図っている。

【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「比較法1・2」、「アメリカ法1・2」、「法理学1・2」

「比較法1・2」と「アメリカ法1・2」は、法の国際比較を通して、法の解釈・立法に関する視野を広げ、思索を深めることを目的としている。

「法理学1・2」は、法哲学の観点から実定法に対する理解を深め、応用力を養うことを目的としている。

【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「借地借家法」、「消費者法」、「医療と法」、「信託法」、
「金融商品取引法」、「企業法務1・2」、「ビジネスプランニング」、
「民事法総合演習1（民事保全）」、「民事法総合演習2（破産）」、
「民事法総合演習3（担保・執行）」、「民事法総合演習4（民事再生）」、
「民事法総合演習5（M&A）」、「支払決済法」、
「刑事法演習1（少年法）」、「刑事法演習2（刑事司法政策論）」、
「刑事法演習3（経済刑法）」、
「労働法1・2」、「労働法演習」、「租税法1・2」、「経済法1・2」、
「知的財産法1・2」、「国際法」、「国際経済法」、「国際私法1・2」、「国際私法演習」、

「環境法1・2」

上記の各科目は、一般民事、企業法務または刑事法をそれぞれ専門とする法曹に要求される基礎的な事項の理解力と高度の専門的知識を修得させることにより、現代社会で生起する先端的・応用的な問題に対する関心と解決能力とを高めることを目的としている。

【解釈指針2-1-2-4】

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本法科大学院の履修規程及びそれに基づいて作成されるシラバスは、4つの科目区分に従って設定されている。法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されているものの中に、実質的に法律基本科目に該当する授業科目は含まれていない。例えば、起案等指導3～6は法曹として必要な法文書作成能力を高めることを目標に、的確で理解しやすい法文書作成を研究者教員と実務家教員が指導するものであり、法律基本科目の論文指導の性格をもつものではない。また、展開・先端科目として区分された諸科目は新しく生起する法的課題に実務の視点も含めて理解を深める性格の科目として設定された応用性の高いものであり、法律基本科目の枠を超えた内容となっている。

別添資料 3-1 「平成 25 年度法科大学院履修要覧・シラバス」

【解釈指針 2-1-3-1】

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

1. 基準 2-1-2 の各号の授業科目の必修・選択の内訳及び単位数

基準 2-1-2 の各号に定める授業科目については、以下で示す通り、基準 2-1-5 から基準 2-1-8 までの各基準に定める必要単位数以上の科目が開設されている。

オーソドックスな教育課程を通じて全ての法曹分野に人材を送り出すこと、ビジネス・ロイヤーの養成に加え、憲法訴訟・行政訴訟ないしは刑事事件に専門性を発揮しうる人材育成の観点から、授業科目は以下で示す通り、年次に応じて基礎から応用・発展に展開していく教育プログラムとして編成している。併せて、基礎的能力を重視する観点から、法律基本科目は1年次から3年次まで、各学生の学習到達度に応じて時間をかけて段階的に学ぶことができるように、例えば、3年次に法律基本科目を選択できるようにカリキュラムを編成している。

(1) 法律基本科目 (平成 25 年度)

公法系科目 18 単位 (必修科目 12 単位・選択科目 6 単位)

必修科目 1 年次 4 単位 (「公法入門 1・2」)
2 年次 8 単位 (「憲法 1・2」、「行政法 1・2」)

選択科目 3 年次 6 単位 (「憲法 3」、「行政法 3」、「公法演習」)

民事系科目 54 単位 (必修科目 32 単位・選択科目 22 単位)

必修科目 1 年次 18 単位 (「民法入門 1～5」、「商法入門 1・2」、
「民事訴訟法入門 1・2」)
2 年次 12 単位 (「応用民法 1・2」、「企業組織法」、「企業金融法」、
「民事訴訟法 1・2」)

3 年次 2 単位 (「民法演習 1」)

選択科目 2 年次 12 単位 (「民法基礎研究」、「家族法」、「担保実務研究」、
～ 3 年次 「債権法改正」、
「民事法演習 1・2」(平成 24 年度・25 年度は休講))

3 年次 10 単位 (「民法演習 2」、「商事法演習 1・2」、
「商法総則・商行為法」、「民事訴訟法演習」)

刑事系科目 18 単位 (必修科目 14 単位・選択科目 4 単位)

必修科目 1 年次 6 単位 (「刑法入門 1・2」、「刑事訴訟法入門」)
2 年次 8 単位 (「刑法 1・2」、「刑事訴訟法 1・2」)

選択科目 3 年次 4 単位 (「刑事法演習 4 (刑法判例研究)」、
「刑事法演習 5 (刑事訴訟法判例研究)」)

その他 2単位（必修科目2単位）

必修科目 1年次 2単位（「起案等指導1・2」）

（2）法律実務基礎科目（平成25年度）

18単位（必修科目12単位・選択科目6単位）

必修科目の内訳は、以下のとおりである。

「法曹倫理」（2・3年次・2単位）

（法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容）

「民事訴訟実務」（2年次・2単位）

（要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎）

「刑事実務」（3年次・2単位）

（事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎）

「刑事手続法演習（模擬裁判等）」（3年次・2単位）

（刑事の模擬裁判の実施を含む刑事訴訟実務の基礎）

「起案等指導3～6」（2・3年次・各1単位、総計4単位）

（法文書（訴状、準備書面、法律意見書、調査報告書）の作成及び添削指導）

選択科目としては、以下の科目が開設されている。

「法情報調査」（1・2年次・1単位）

（図書館の利用法並びに法令・判例及び学説等の検索）

「模擬裁判」（3年次・2単位）

（民事の模擬裁判の実施を含む民事訴訟実務の基礎）

「民事手続法演習（和解と交渉）」（3年次・2単位）

（ローヤリングに相当。模擬和解や交渉シミュレーションの実践を通じて、和解・交渉の技能を修得する）

「エクスターンシップ」（2・3年次・1単位）

（法律事務所、官公庁等で行う実務研修）

（3）基礎法学・隣接科目（平成25年度）

12単位

このうち、4単位が選択必修である。

授業科目の内訳は、以下のとおりである（すべて2年次及び3年次配当・2単位）。

「比較法1・2」、「アメリカ法1・2」、「法理学1・2」＊

＊平成24年度には、「法理学」、「私法の基礎理論」として開設した。

（4）展開・先端科目（平成25年度）

66単位

このうち16単位が選択必修である。

授業科目の内訳は、以下のとおりである（すべて2単位）。

2年次及び3年次配当

「借地借家法」、「消費者法」、「医療と法」、「信託法」、「金融商品取引法」、
「企業法務1・2」、「民事法総合演習1（民事保全）」、「民事法総合演習2（破産）」、
「民事法総合演習3（担保・執行）」、「民事法総合演習4（民事再生）」、
「民事法総合演習5（M&A）」、「支払決済法」、
「労働法1・2」、「労働法演習」、「租税法1・2」、「経済法1・2」、「国際法」、
「国際経済法」、「環境法1」

3年次配当

「金融法演習」、「ビジネスプランニング」*、
「刑事法演習1（少年法）」、「刑事法演習2（刑事司法政策論）」、
「刑事法演習3（経済刑法）」、
「知的財産法1・2」、「国際私法1・2」、「国際私法演習」

*平成24年度には、「ビジネスプランニング1・2」が開設されていたが、平成25年度からは「ビジネスプランニング」に統合した。

これらの授業科目のなかから履修する科目を選択するにあたり、学生が目標とする法曹像に到達する上で適切な判断をすることができるように、履修モデルにおいて授業科目を具体的に提示している（別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」96頁・104頁・112頁・120頁参照）。

別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

法律基本科目の必修科目の単位数は、以下のとおりであり、基準 2-1-5 を満たす内容となっている。

- | | | |
|-----------|-------|--|
| (1) 公法系科目 | 12 単位 | |
| (内訳) 1 年次 | 4 単位 | (「公法入門 1・2」) |
| 2 年次 | 8 単位 | (「憲法 1・2」、「行政法 1・2」) |
| (2) 民事系科目 | 32 単位 | |
| (内訳) 1 年次 | 18 単位 | (「民法入門 1～5」、「商法入門 1・2」、
「民事訴訟法入門 1・2」) |
| 2 年次 | 12 単位 | (「応用民法 1・2」、「企業組織法」、「企業金融法」、
「民事訴訟法 1・2」) |
| 3 年次 | 2 単位 | (「民法演習 1」) |
| (3) 刑事系科目 | 14 単位 | |
| (内訳) 1 年次 | 6 単位 | (「刑法入門 1・2」、「刑事訴訟法入門」) |
| 2 年次 | 8 単位 | (「刑法 1・2」、「刑事訴訟法 1・2」) |

このほか、法学未修者 1 年次には、「起案等指導 1・2」(2 単位) が法律基本科目の必修科目として配置されている。これは、法律基本科目である公法系、民事系、刑事系の諸科目の基礎にあたる内容、具体的には判決文の読み方、わかりやすい法律文書の書き方を未修者に丁寧に指導する科目として基礎的学修確保の観点から開設されているものである。

資料「学習院大学法科大学院履修規程」(別添資料 3-1 「平成 25 年度学習院大学履修要覧・シラバス」所収)

基準 2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、以下のア～ウの3科目が必修として開設されている。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

「法曹倫理」(2・3年次・2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

「民事訴訟実務」(2年次・2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

「刑事実務」(3年次・2単位)

(2) 上記(1)に挙げた必修科目6単位のほか、以下のア～ウの科目が開設され、必修2単位のほか、選択必修5単位が開設されている。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

「刑事手続法演習(模擬裁判等)」(3年次・2単位必修)

「模擬裁判」(3年次・2単位選択必修)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

「民事手続法演習(和解と交渉)」(3年次・2単位選択必修)

ウ エクスターンシップ

(法律事務所、「法テラス」、法務省、東京都特別区法務部門等行う研修)

「エクスターンシップ」(2・3年次・1単位選択必修)

「法曹倫理」は2年次ないし3年次の第1学期に履修できるカリキュラムの下で、「エクスターンシップ」は2年次ないし3年次の第2学期に開設し、なるべく3年次の履修が望ましいと指導することにより、「法曹倫理」を受けてから臨床教育を受ける仕組みとしている。

(3) 上記(1)アの授業科目については、「法曹倫理」が独立の授業科目として開設さ

れている。また、法曹として必要とされる倫理性・公正性に配慮した活動方法については、例えば上記（2）に挙げた各科目においても実務経験の豊富な担当教員から厳格に指導されている。

（4）次のア・イに掲げる教育内容について、授業科目を開設し、単位を認定している。

ア 法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

「法情報調査」（1・2年次・1単位）

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

「起案等指導3～6」（2・3年次・各1単位、総計4単位必修）

「起案等指導3～6」を必修と位置付けることにより、学生全員に法文書作成指導が行われる教育編成としている。

法律実務基礎科目の授業内容の具体的設定及び担当者の決定は法科大学院教授会（及びそれに先立つ担当関係教員の話し合い）を通じて行われており、実務家教員と研究者教員が協力して行っている。

法律実務基礎科目についても、その実施にあたり、実務家教員と研究者教員が共同で行っている。例えば、「起案等指導3～6」や「法曹倫理」、「模擬裁判」、「法情報調査」は実務家教員も研究者教員も担当するのが原則である。このほか、「エクスターンシップ」の実施も、研究者教員と実務家教員が一緒になって派遣先の決定、連絡、学生指導を丁寧に行っている。

資料「学習院大学法科大学院履修規程」（別添資料3-1「平成25年度学習院大学履修要覧・シラバス」所収）

【解釈指針2-1-6-1】

基準 2-1-7 : 重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、以下の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が選択必修とされている。

「比較法 1」(2 単位)

「比較法 2」(2 単位)

「アメリカ法 1」(2 単位)

「アメリカ法 2」(2 単位)

「法理学 1」(2 単位)

「法理学 2」(2 単位)

資料「学習院大学法科大学院履修規程」(別添資料 3-1 「平成 25 年度学習院大学履修要覧・シラバス」所収)

基準 2-1-8 : 重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、以下の授業科目が開設され (すべて 2 単位、総計 66 単位)、そのうち、16 単位以上が選択必修とされている。

法曹としてあらゆる分野において活躍できること、ビジネス・ロイヤーとしての専門性を高めること、公共訴訟や刑事分野において社会貢献のできる法曹を育成することなどを目的とする法曹像に適った科目が以下に示す通り開設されている。

「借地借家法」

「消費者法」

「医療と法」

「信託法」

「金融商品取引法」、

「企業法務 1」

「企業法務 2」

「ビジネスプランニング」

「民事法総合演習 1 (民事保全)」

「民事法総合演習 2 (破産)」、

「民事法総合演習 3 (担保・執行)」

「民事法総合演習 4 (民事再生)」、

「民事法総合演習 5 (M&A)」

「支払決済法」

「刑事法演習 1 (少年法)」

「刑事法演習 2 (刑事司法政策論)」

「刑事法演習 3 (経済刑法)」

「労働法 1」

「労働法 2」

「労働法演習」

「租税法 1」

「租税法 2」

「経済法 1」

「経済法 2」

「知的財産法 1」

「知的財産法 2」

「国際法」

「国際経済法」

「国際私法1」

「国際私法2」

「国際私法演習」

「環境法1」

「環境法2」

資料「学習院大学法科大学院履修規程」（別添資料3-1「平成25年度学習院大学履修要覧・シラバス」所収）

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

大学設置基準第21条第2項第1号は、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」と定めている。

学習院大学は、この規定にしたがい、講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とする旨を定めている(学習院大学学則第11条第2項第1号)。

本法科大学院においても、この基準にしたがい、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、原則として1回2時間の授業15回をもって2単位としている。ただし、演習科目のうち「起案等指導1～6」については、1回2時間の授業8回(計16時間)をもって1単位としている。

また、大学設置基準第23条は、「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」と定めている。

本法科大学院の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行われている。ただし、法情報調査については、年度初めに集中的に行う必要があることから、5日間にわたり、15時間の授業を行っている。

休講をした場合は、必ず補講を実施しており、「休講補講一覧」という名称の文書を各年度で作成し、組織的に補講実施についての管理が行き届くシステムとしている(資料参照)。

資料「平成24年度休講補講一覧」

第1学期

教員名	授業科目名	休講日	補講日
	民法法総合演習5	4月3日5時限	6月28日6時限
	民法入門3	4月21日1時限	4月20日1時限
	民法事例研究1	4月21日2時限	4月20日2時限
	民法法総合演習4	5月18日3時限	6月1日4時限
	民法法総合演習4	5月25日3時限	6月15日4時限
	民法事例研究1	6月16日2時限	6月15日2時限
	ビジネスプランニング1	6月21日2時限	6月18日2時限
	民法法総合演習4	7月6日3時限	7月13日4時限
	民法法総合演習3	7月18日3時限	6月29日4時限
	模擬裁判	7月18日4時限	7月11日6時限
	起案等指導5	7月19日5時限	7月5日6時限

第2学期

教員名	授業科目名	休講日	補講日
■	民法判例研究	9月27日4時限	1月8日4時限
■	借地借家法	9月29日1時限	9月25日6時限
■	債権回収法	9月29日2時限	9月28日6時限
■	民事訴訟実務	11月7日4時限	10月2日6時限
■	民事訴訟実務	11月21日4時限	11月20日3時限
■	借地借家法	11月24日1時限	11月22日6時限
■	債権回収法	11月24日2時限	11月28日6時限
■	民法入門4	11月26日4時限	1月11日3時限
■	起案等指導6	1月10日5時限	12月20日6時限
■	民事法総合演習1	1月11日3時限	1月8日5時限
■	民事法総合演習2	1月11日4時限	1月9日3時限

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院の教育課程は、2年次までで法律基本科目を集中的に学び、3年次ではその知識・理解に基づいてさらに応用的な科目を履修するという構成になっており、法学全般について効率よく学ぶことができるように配慮されている。また、2年次においても応用的な科目を履修することが可能であり、3年次においても法律基本科目に関する演習を選択科目として履修することができる。このように、個々の学生の能力に応じた教育・研究指導がされていると考えられる。

1年次の法律基本科目である「起案等指導1・2」及び2・3年次の法律実務基礎科目である「起案等指導3～6」は、5～6名規模の少人数のクラスにおいて、個々の学生の能力や進路についての希望に応じた指導を行うことを目的としており、本法科大学院のような小規模な法科大学院だからこそ提供することのできる授業内容となっている。授業評価アンケート等を通じて把握しているかぎりでは、学生の満足度はきわめて高く、学生と担当教員の間、及び学生相互の間で良好なコミュニケーションを図ることに役立っている。

(2) 課題

今後の課題としては、以下のことが挙げられる。

- ①司法試験の最終合格率を全国平均まで上げること、特に直近の修了生の合格率を上げること。
- ②法学未修者コースの学生の学力の向上を図ること。
- ③法学既修者コースに入学してくる学生について、基本的な知識の確認を徹底するとともに、勉学に対する真剣な取組みを促進すること。
- ④法学未修者コース・法学既修者コースを問わず、毎年、留年者が相当数出ていることへの対策として、1年次及び2年次における導入的な授業の開設、長期履修制度の導入等を検討すべきこと。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

少人数教育は本法科大学院の特色のひとつであり、基準3-1-1については問題なく充足している。以下、学年ごとに状況を説明する。

1年次（法学未修者）の入学定員は15名である。実際には2年に進級できなかった者などがあるため、これまでのところ実際の1年次在籍者数がそれを若干上回っているが、1学年1クラスで密度の濃い少人数教育が双方向的又は多方向的に十分な討論を可能にする形で行われているところである。

2年次及び3年次においては、法学既修者の入学定員は、平成22年度以降、従来の50名から35名に変更している。在籍者数は、この35名と1年次からの進級者をあわせて、50名が定員となる。実際には、1年次から進級できなかった者や、退学をした者（旧司法試験合格者や進路を変更した者）がいるため、1学年あたりの在籍学生数は、これまでのところおおむね2年次で58名程度、3年次で40名程度となっている（平成21年度から25年度の平均値）。したがって、1学年1クラスで双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施する上で十分な少人数教育が行われている。また、2年次及び3年次については、いくつかの授業においては1学年を2クラスに分け、または複数の教員がともに授業を行うことで、より密度の高い、十分な討論を可能とした教育を行っている。

【解釈指針3-1-1-1】

資料「各年度5月1日現在の在籍者数及び各年度末における休学者・退学者数」

() 内は定員数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学者数	49 (65)	51 (50)	50 (50)	45 (50)	25 (50)
1年次在籍者数	16 (15)	20 (15)	19 (15)	20 (15)	8 (15)
2年次在籍者数	59 (65)	63 (50)	64 (50)	67 (50)	39 (50)
3年次在籍者数	45 (65)	37 (65)	38 (50)	32 (50)	46 (50)
休学者・退学者数	3・8	4・13	3・9	1・16	-

資料「平成24年度履修登録者数」

科目名	教員名	履修人数
公法入門1	常岡	18
公法入門2	青井	16
憲法訴訟1	野坂	58
憲法訴訟2	野坂	55
行政法1	櫻井	60
行政法2	大橋	55
民法入門1	岡	18
民法入門2	水野	18
民法入門3	荒木	17
民法入門4	能見	16
民法入門5	原	16
担保法	能見	30
担保法	荒木	32
民法判例研究	岡	30
民法判例研究	水野	32
商法入門1	前田	18
商法入門2	小出	16
商法入門3	渡部	14
企業組織法	前田	59
企業金融法	小出	59
民事訴訟法入門1	稲田	18
民事訴訟法入門2	稲田	15
民事訴訟法判例演習1	稲田	33
民事訴訟法判例演習1	長谷部	31
民事訴訟法判例演習2	稲田	30
民事訴訟法判例演習2	長谷部	32
刑法入門1	鎮目	17
刑法入門2	鎮目	15
刑法1	鎮目	61
刑法2	西田	56
刑事訴訟法入門	津村	15
刑事訴訟法1	岡本	34
刑事訴訟法1	岡本	24
刑事訴訟法2	植村	26
刑事訴訟法2	植村	31
民事訴訟実務	稲田	33

民事訴訟実務	長沢	29
刑事実務	岡本・他	32
刑事手続法演習	岡本・他	23
法曹倫理	稲田・他	38
起案等指導1	岡	5
起案等指導1	大橋	6
起案等指導1	神前	7
起案等指導2	浅野	5
起案等指導2	大橋	5
起案等指導2	岡	6
起案等指導3	水野	5
起案等指導3	稲田	5
起案等指導3	橋本	5
起案等指導3	能見	4
起案等指導3	草野	4
起案等指導3	常岡	5
起案等指導3	原	5
起案等指導3	櫻井	5
起案等指導3	野坂	6
起案等指導3	浅野	4
起案等指導4	稲田	5
起案等指導4	原	4
起案等指導4	能見	4
起案等指導4	草野	4
起案等指導4	常岡	4
起案等指導4	櫻井	5
起案等指導4	野坂	5
起案等指導4	青井	4
起案等指導4	山下	5
起案等指導4	荒木	5
起案等指導5	岡本	5
起案等指導5	植村	5
起案等指導5	神谷	4
起案等指導5	長谷部	5
起案等指導5	前田	4
起案等指導5	青井	5
起案等指導5	渡部	4
起案等指導6	植村	5

起案等指導 6	神谷	5
起案等指導 6	長谷部	4
起案等指導 6	前田	4
起案等指導 6	鎮目	5
起案等指導 6	渡部	4
起案等指導 6	岡本	5
憲法訴訟 3	野坂	24
行政法 3	大橋	22
公法演習	青井 常岡	5
公法演習	野坂 櫻井	5
民法基礎研究	野村	11
民法基礎研究	山下	8
民法発展研究	山下	6
民事訴訟法演習	草野	12
家族法	野村	5
債権回収法	荒木	2
民法事例研究 1	荒木	1
民法事例研究 2	水野	2
債権法改正	能見	13
現代商取引法	小塚	10
刑事法演習 4	西田 植村	10
法情報調査	神前	18
模擬裁判	長沢 稲田	18
民事手続法演習	草野	18
エクスターンシップ	野坂 渡部	12
アメリカ法 1	紙谷	32
アメリカ法 2	紙谷	19
法理学	浅野	25
私法の基礎理論	浅野	10

借地借家法	荒木	3
消費者法	山下	6
医療と法	野村	1
金融商品取引法	下條	3
金融法演習	前田	10
企業法務 1	渡部	24
企業法務 2	渡部	13
ビジネスプランニング 1	渡部	26
ビジネスプランニング 2	渡部	7
民事法総合演習 1	長沢	18
民事法総合演習 2	長沢	5
民事法総合演習 3	長沢	21
民事法総合演習 4	長沢	6
民事法総合演習 5	下條	23
民事法総合演習 6	小塚	13
刑事法演習 1	植村	2
刑事法演習 2	岡本	17
刑事法演習 3	鎮目	14
労働法 1	橋本	7
労働法 2	橋本	6
労働法演習	橋本	6
租税法 1	渕	12
租税法 2	渕	1
経済法 1	大久保	10
経済法 2	大久保	7
知的財産法 1	横山	4
知的財産法 2	横山	4
国際法	阿部	7
国際私法 1	神前	10
国際私法 2	神前	8
国際私法演習	神前	8
環境法 1	常岡	6

上で資料に挙げた学生数は、実際に各授業科目を履修した者全員の数を計算したものであり、再履修者の数も含めた数字である。

本法科大学院においては、ある年次に配当される必修科目の単位を修得していない場合、または当該年次における成績について GPA の数値が 1.8 に達していない場合には次

の年次への進級が認められず、その場合には、秀または優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の取得単位は無効とされる（学習院大学法科大学院履修規程第3条。）ただし、平成24年度入学者以降については、第2年次における成績についてGPAの数値が2.0以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級できることとした。この変更は、進級要件の厳格さを維持しつつ、十分な実力はあると評価され得る学生については、徒に在籍年数を増やすことの無いようにしたものである。（改正前後の規程を資料として下に掲げた。）この結果、毎年1から2名の少数の学生が、第3年次に在籍しながら、第2年次の科目を再履修する可能性が生じたが、このような少数であるために、一の授業科目における学生数への影響は非常に少ない。

【解釈指針3-1-1-2】

本法科大学院は、他専攻等の学生の履修及び科目等履修生を認めた履修規程等は存在せず、運用上もそうした履修は一切認めていない。

【解釈指針3-1-1-3】

資料「学習院大学法科大学院履修規程第3条（平成24年度以前の入学者に対するもの）」

（進級の要件）

第3条 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目の単位を修得していないとき又は当該年次における成績についてGPAの数値が1.8に達していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

資料「学習院大学法科大学院履修規程第3条（平成24年度以降の入学者に対するもの）」

（進級の要件）

第3条 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目の単位を修得していないとき又は当該年次における成績についてGPAの数値が1.8に達していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学生は、第2年次における成績についてGPAの数値が2.0以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級することができるものとする。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目を1年次から3年次にかけて担当している。したがって、定員が15名である1年次の担当科目については、この基準を問題なく満たしている。また、定員が50名である2年次及び3年次については、基準3-1-1に関する分析で既に述べたように、原級留置者も含めた実際の在籍者数は1学年あたり2年次生で58名程度、3年次生で40名程度となっていることもあり、1学年1クラスの授業についても、十分に基準3-1-2を満たしているといえることができる。また特に、必修科目の一部については、複数の教員が同時に担当する科目（刑事実務）、1学年の学生を2つのクラスに分けて授業を行う科目（民事訴訟法判例演習1、同2、民法判例研究1、民事訴訟実務）など、より充実した少人数教育方法を採用・実施している。

また、選択科目である法律基本科目については、2年次及び3年次のいずれにおいても履修可能とされているものもあるが、特定の年度において特定の科目に履修者が集中する、といった状況はみられない。また、選択科目である法律基本科目の一部（公法演習）については、一つのクラスを複数の教員（憲法と行政法）が担当するという、きわめて充実した少人数教育を行っている。

【解釈指針 3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本基準(1)にあるような専門的な法知識の確実な修得及び法曹としての必要な能力の育成のために、本法科大学院においては、まず、1年次に法律基本科目を中心とする基礎的・入門的科目を、2年次にやはり法律基本科目を中心としてその知識・能力を深化させる科目を、そして3年次には2年次までに習得した知識及び能力をさらに発展・展開することが可能になるような科目を、段階的履修に資するようにそれぞれ配置している。1年次配当科目においては、知識の確実な修得に重点が置かれ、また演習科目においては法的分析能力及び法的議論の能力の育成に重点が置かれるなど、その重点の置き方はさまざまであるが、いずれの授業においても、学生の十分な予習を前提に、具体的な事例を念頭に置いた上でなされる、教員と学生間及び学生間の対話・議論をその中心に据えていることは、そのシラバスにおいても明らかにされている。

とりわけ、法律基本科目においては、各教員は、①裁判例等の資料と設問が掲載された市販の法科大学院用教材書を用いる、②授業で用いる裁判例等が掲載された教材を自ら作成し、あらかじめ学生に配付する、③市販の教科書と判例集を指定し、関連する設問等をあらかじめ学生にあらかじめ配付する、といった方法により、学生に十分な予習を行わせ、双方向・多方向の授業を行っている。また、第1学年における入門科目や模擬裁判等一部の科目においては、その性質に応じて、授業の初回あるいは数回が教員からの講義・説明に費やされているが、そのような科目においても、学生への質問が実施され、理解の程度を確認しながら授業が進行するほか、適宜学生の積極的な発言及び参加が求められているところである。このように本学においては、双方向・多方向の授業はすべての科目において積極的に採用されているといえることができる。

このような双方向・多方向の授業を可能にするための資料配付等には、本学学生に限り学外からもアクセスが可能な「学習院大学法科大学院教育研究支援システム」というウェブページも利用されている。また、各授業科目について教員の希望がある場合には座席表が作成されており、授業において学生の発言を促す際に用いられている。さらに、専任教員が相互に授業を参観しているほか、法科大学院教授会のあとに各学期に一回以

上開催されるFD研究会において、それぞれの授業や学生の状況について情報交換を行っていることも、授業の方法の改善に資するものとして評価することができる。

各授業においてどのような教科書・資料が用いられ、どのように双方向・多方向の授業が行われているかについては、シラバスに記載されているとおりである。若干の例として、①野坂泰司教授の憲法訴訟1は、指定した教科書・判例集を用い、授業の中では基本的事項の説明を行うほかは、徹底した対話方式で進められている、②荒木新五教授の民法入門3は、自身が作成する事例問題「設問」をあらかじめ配布し、授業では履修者に「設問」についての見解を述べさせながら、主要な論点について、実務上の問題点や判例を交えて解説する、③鎮目征樹教授の刑法入門1は、指定した教科書と参考文献に加えて、レジュメを事前に配布し、判例を中心とした質疑応答形式と講義形式の併用によっており、法学未修者1年次の学習に配慮したものとなっていることを挙げる事ができよう。

【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

現在、クリニックは授業の一環としては実施していないが、エクスターンシップは、1単位で複数回の履修を認めており、毎年、数名が、定評のある弁護士事務所や、法テラス、法務省の各関連施設、地方自治体などの現場において貴重な経験を得ている。その際、参加者には法曹倫理の受講を義務付けた上で、個別的に面接を行い、事情を聴取した上で、守秘義務や法令遵守などについての説明を行い、また、エクスターンシップ終了後にも面接し、報告会を開催している。成績評価については、研修先の指導者に評価報告を依頼し、法科大学院の教員は報告会での報告を評価して行っている。また、学生は研修先から報酬を受け取ることはない。

別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」

別添資料18「日本司法支援センターにおけるエクスターンシップ実習の取扱いに関する協定書」

【解釈指針3-2-1-5】

(2) 各年度において開講される授業の目的、授業内容、授業方法、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献、履修上の注意については、学生に配布する冊子「法科大学院履修要覧・シラバス」及びホームページにおいて確認することができる。そのうち、「授業内容」においては、各回の授業で取り上げる内容が明らかにされており、また「成績評価の方法・基準」においては、「学期末試験」「レポート」「平常点」「その他」がどのような割合で考慮されるかが具体的に明らかにされている。

「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」に示されている授業の到達目標に関しては、法律基本科目においては、口頭で、または配布、ホームページの紹介などの形で学生に広く周知されており、授業の中でも意識されている。到達目標に書かれているような基本的な内容については、おおむね授業の中で、当然に扱われている、あるいは扱われるべきであるとの認識であり、共通的な到達目標に挙げられている内容については、

実質的にカバーされていると考えている。平成 24 年 6 月 12 日開催の自己点検・評価委員会において、共通的到達目標に関する教員間の理解を確認するとともに、今後各授業科目にどのような形で反映させるべきかをめぐって意見交換を行った（別添資料 17 参照）。

別添資料 3 - 1 「平成 25 年度法科大学院履修要覧・シラバス」

別添資料 17 「法科大学院自己点検・評価委員会議事録（平成 24 年度）」

（3）授業時間外における学習の充実を図るため、予習と復習の時間の適切な配分が可能になるように、時間割の上で、特定の日に多くの授業が集中せず、週日全体にさまざまな授業科目が分散するよう、工夫を凝らしている。

学生の予習を充実したものとするため、シラバス等により各回の授業で扱う内容が記載されているほか、授業に関連する資料は事前に印刷物として、あるいはウェブ上に設けられた「G-Port」という教育支援システムを通じて、授業前に学生に配付され、授業中の教員による指示だけでなく、シラバスに示されている授業計画と組み合わせることによって、予習等の計画的な実現が可能になっている。授業で採用されている教科書や補助教材は法曹養成を意識した、事例分析に資するものが多く、適切な内容のものとなっている。

授業内容に関する学生の質問は各授業時間中に取り上げるほか、各教員が質問を受ける時間として、その授業の終了後やオフィスアワー、その他の時間を設けている。一律にオフィスアワーを設けるといった手法は採用しなかったが、学生の質問を受ける時間は十分に確保されているところである。具体的にどのような時間を、質問を受ける時間としているかについては、下記に一覧表で示した通りである。

共通的な到達目標については授業でおおむね達成されているが、授業で直接とりあげなかった内容は、前述の資料〈共通的な到達目標に関するアンケート結果のとりまとめ〉に見られるように、到達目標内容の配布やホームページでの公開によって学生の注意を喚起し、自習をうながす努力がなされている。

学生の自習スペースとして、定員 150 人の学生及び法務研修生、法務研究生に対し、現在、197 席の自習スペースが確保されている。これらの自習スペースの利用時間は、通年、日曜祝日を含め、7時から23時までとなっている。全席に情報端末が設置されており、この情報端末から、大学の LAN を経由することで、第一法規の法情報総合データベース、LIC の LLI 主要法律雑誌判例検索システム、TKC の法科大学院教育研究支援システム、前述の G-port にアクセスすることができる。また、自習スペースの近くには判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌と法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、法科大学院学生専用の学生図書室に配架されている。

また、法学部、経済学部の学部生も利用する法経図書センター内の自習スペースを利用している学生もいる。法経図書センターの利用時間は月曜日から土曜日まで8時50分から20時（試験期間中は21時）までとなっている。本学の法経図書センターは、学内の法律関係文献をほとんど網羅しており、職員の専門性も高く、その管理運営には法科大学院も関わっているため、試験期間の開館時間延長や休日開講に合わせた開館日の設

定など教育研究に関する法科大学院の要請に十分答えることのできる仕組みとなっている。

この他、法科大学院専用の学生指導室及び演習室が確保されており、授業等で使用されていない限り、グループ学習に利用できる。

資料 基準10-1-1に係る状況参照

【解釈指針3-2-1-6】

本法科大学院においては、「法情報調査」を集中講義として実施している。これは、入学した学生が、法科大学院における学習に必要な能力・技術を身につけることが出来るようにするための措置である。その際には、授業時間外における、とりわけ事後の学習に必要な時間が確保されるよう、授業終了後に複数回課題の提出を求めている。なお、平成25年度においては、「法情報調査」の8回の授業を、4月6日に4回、13日、20日に2回ずつ開講することで、授業時間外における学習により配慮している。

資料「教員が学生から質問を受ける時間についてのアンケート結果」

教員名	授業直後に受け付ける	事前にアポイントを取らせて応じる	アポイントなしでも（都合がつけば）随時応じる
青井未帆	○	○	○
稲田龍樹	○	○	○
大橋洋一	○	○	○
神前禎	○	○	○
能見善久	○	○	○
野坂泰司	○	○	○
長谷部由起子	○	○	○
原恵美	○	○	○
渕圭吾	○	○	○
若松良樹	○	○	○
小出篤	○	○	○
西田典之	○	○	○
荒木新五	○	○	○
植村立郎	○	○	○
郡谷大輔	○		○
松村昌人	○	○	○
望月栄里子	○	○	○
阿部克則	○	○	
大久保直樹	○	○	○

岡 孝	○	○	○
紙 谷 雅 子	○	○	
草 野 芳 郎		○	○
小 塚 莊一郎	○	○	○
櫻 井 敬 子	○	○	
鎮 目 征 樹	○	○	
常 岡 孝 好	○	○	
津 村 政 孝	○		○
野 村 豊 弘	○	○	
橋 本 陽 子	○	○	○
水 野 謙	○	○	○
山 下 純 司	○	○	○
横 山 久 芳	○	○	○
中 野 剛	○	○	○

【解釈指針 3 - 2 - 1 - 7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

学習院大学法科大学院履修規程第2条第2項によって、履修科目として登録することのできる単位数の上限が、第1年次については35単位、第2年次については36単位、第3年次については44単位と定められている。履修登録に関して、履修登録可能な単位数に算入しないなど例外とされる科目、除外される科目は存在しない。

資料「学習院大学法科大学院履修規程」(別添資料3-1「平成25年度学習院大学法科大学院履修要覧・シラバス」所収)

【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

年次配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していない学生、又は当該年次における成績についてのGPAの数値が1.8に達していない学生は、次の年次に進級することができず、当該年度の修得単位は秀又は優の評価を受けた科目を除き、すべてが無効となる(上記履修規程第3条。ただし、平成24年度以降は、第2年次における成績についてGPAの数値が2.0以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときには第3年次への進級を認めることとした。この場合に、第3年次で再履修が認められた1科目分の単位は、履修登録可能な単位数に算入される。)。進級できなかった場合の履修登録可能な単位数の中には、再履修科目単位数が含まれる。

また、他の大学院等で履修した授業科目について修得した単位を本法科大学院における授業科目の履修により修得したと認定する場合には、それぞれの授業科目が配当されている年次において、履修登録したとみなされる扱いがなされている。履修登録可能な単位数の中には、他の大学院等で履修し、本法科大学院において修得したと認定された単位数が含まれる。

資料「学習院大学法科大学院履修規程」(別添資料3-1「平成25年度学習院大学法科大学院履修要覧・シラバス」所収)

【解釈指針3-3-1-3】

本法科大学院においては、3年を超える標準修業年限を定めていない。

【解釈指針3-3-1-4】

2 特長及び課題等

(1) 特長

すべての科目、とりわけ1年生を対象とする科目において、密度の高い教育を可能にする少人数クラスが実現していること、個別の教員がそれぞれ学生の要望を聞きつつ双方向・多方向の授業を実施していること、起案等指導に見られるように5名程度の学生に教員1名が指導にあたる（極めて）少人数のクラスが開講されていること、「G-port」を用いて学生に関連資料を配付したり、学生の質問に迅速に回答したりすることが容易であること、学生が利用可能なデータベースが豊富であること、といった点は、本法科大学院の教育体制の特長であり、また優れた点として挙げることでできよう。

(2) 課題

本法科大学院では少人数教育による懇切丁寧な指導が行われているが、そのような教育体制の下で教育の内容と方法について各教員間でばらつきが生じないように絶えず情報交換しながら、学生のレベルに合わせて教育内容と方法の一層の改善に努めていくことが今後の課題である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

各授業科目については、その配当学年・学期・授業科目の性質を考慮した上で、シラバスにおいて、その目的及び内容を記載することになっている。例えば、法律基本科目についても学年を追って段階的に理解を深めることのできるような履修構造（らせん型履修）を目標として、到達度が設定されている。行政法を例にとるならば、1年次に配当される「公法入門1（行政法入門）」では、基本的なテキストを素材に基本的な概念、理論の学習に重点が置かれる。その上で、2年次に配当される「行政法1」及び「行政法2」では、基本的な概念及び理論を具体的なコンテキストの中で実際に利用できるかという視点の下で判例や条文の正確な理解が要求される。さらに、3年次では、「公法演習」では憲法ともかかわる主要判例を素材に、訴訟提起の方法、本案審理のあり方について議論するレベルが要求される。同様に、「行政法3」では事例研究という形で実践力の養成に重点が置かれている。

別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」

【解釈指針4-1-1-1】

(1) 成績評価の基準は、平成20年度からは、「秀、優、良、可、不可」の5段階評価を採用し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とすることとした（参照：学習院大学専門職大学院学則第12条第2項）。各ランクの分布のあり方に関する一般の方針（基準）は以下のとおりである。

秀	90-100 点
優	80-89 点
良	70-79 点
可	60-69 点
不可	60 点未満

60 点に満たない場合を「不可」とし、不合格とすること、必修科目については、秀 5%、優 25%、良 50%、可 20%を目安とすることなど、成績分布についての統一的な指針は、「成績評価についてのガイドライン」として、平成 19 年度後期から採用されている。学生の成績評価すべてとともに、それぞれの科目における分布は教授会資料として提供され、教員間の評価に差異がないよう評価に関する情報の共有が図られている。

資料「成績評価についてのガイドライン」

成績評価についてのガイドライン

1. 成績評価は、秀、優、良、可、不可の 5 段階とし、不可を不合格とする。
2. 秀、優、良、可は、相対評価による。
3. 不可は絶対評価とし、素点では 60 点未満とする。
4. 秀、優、良、可の割合の目安は以下のとおりとする。ただし、起案等指導および受講生数が 6 人未満の授業科目を除く。
5%、25%、50%、20%

成績評価における考慮要素については、以下に例示したように、その割合も含め、シラバスに明記することになっている。

資料「授業評価基準シラバス掲載例」

- (民法入門 3) 学期末試験:90%、授業に対する貢献度:10%
 (民法入門 5) 学期末試験:70%、小テスト:20%、授業に対する貢献度:10%
 (起案等指導 3) 課題について提出されたペーパー:50%、授業に対する貢献度:50%

(別添資料 8-1 「平成 25 年度法科大学院履修要覧・シラバス」より抜粋)

以上のことから、成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されているものと考えられる。

【解釈指針 4-1-1-2】

(2) 成績評価の基準に従って成績評価が実施されていることを確保するため、教員が採点した答案は学生に返却されている。そして、ほぼ全員の教員が成績評価について説明を希望する学生には個別に面談を行い、また、試験後の 9 月、2 月、3 月に講評の機会を設け、そこで試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。

このほか、成績に関し疑義がある場合には、所定の期間において成績調査願を提出して調査を依頼することができる。回答は文書で願を提出した学生に行われている。

資料「学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項 12. 成績評価 3.」

12. 成績評価

1. 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種に分け、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。
2. その年度に履修した授業科目の成績表は、学期末の9月初旬と学年末の3月下旬に交付する。3年次学生（修了生）については、修了式当日に交付する。なお、成績表の再交付は行わない。
3. 成績に対し疑義がある場合は、所定の期間において、成績調査願を提出することで、調査を依頼することができる。成績調査願の受付は9月および3月で、提出先は学生センター教務課とする。詳細は掲示にて確認すること。

(別添資料3-1「平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス」より抜粋)

すでに述べたように、採点分布に関するデータは教授会資料として提供されており、専門分野に限定されることなく、データは法科大学院の教員間で共有されている。

別添資料13「平成24年度法科大学院科目別成績評価割合」

【解釈指針4-1-1-3】

(3) 既に述べたように、試験の答案が学生に返却される。また、成績評価の結果は、当初からその基準とともに学生に配布してきたが、平成19年度からは、学生にも、履修した科目に関し成績の各ランクに学生が何人存在しているかを示すデータを、成績表とともに配布する仕組みとしている。さらに毎年、各科目の試験問題や採点のポイントを記した「法科大学院の試験」という冊子を作成し、学生に配布している。これは試験問題の内容及び水準を公表することにより学生の学習に資することを期待すると共に、厳格で公正な採点が行われていることを制度的に保障する意味も有している。

別添資料12「法科大学院の試験2012年度版」

【解釈指針4-1-1-4】

(4) 期末試験の実施にあたっては、学内での原則的な試験時間が90分とされている中で、法科大学院では試験時間を原則として120分としてより慎重な成績評価が可能になるように配慮している。

期末試験の実施に際して持込可能とするものについては、最終的には担当教員の判断によるが、厳正な成績評価の観点から、ほとんど全ての授業科目について、新司法試験用六法または本学備付六法のみを持込みが許されている。

答案に関しては、法科大学院事務室に準備してあるマスキング・テープを利用し、採点の際の匿名性の確保を実施する方法のほか、答案に学籍番号のみを記載させ、氏名を

記入しないで試験を実施する例などが見られた。全体として少人数の法科大学院であり、匿名性を確保する措置を推進する必要性から、マスキング・テープの利用を徹底していきたい。

(5) 学生が、筆記試験を一定のやむをえない事情から受験できなかった場合には、「追試験」を同一学年度内に受けることができるよう、制度は整備されている(学習院大学学則第46条参照)。「追試験」の問題は、通常の試験とは同一内容にならないこと、難易度などの点において通常の試験と差が生じないことについては、教員に対して、しばしば注意を喚起している。

なお、受験したが合格点に到達せず必修科目の単位を取得できなかった場合についての「再試験」制度は、成績の厳格な評価という観点、及び次年度に時間をかけて再履修させることが教育上望ましいという観点から、平成21年度以降の入学者については採用されていない。

資料「学習院大学学則」

第46条 やむを得ない事情によって、所定の日時に試験を受けることができなかつた者に対しては、当該学部教授会の承認を経て追試験を行うことがある。
2 追試験の手続については、別に定めるところによる。

資料「追試験の実施状況」

年度	学期	科目	担当者	受験者数
平成24年度	第2学期	刑事訴訟法1	岡本 貴幸	1名
		民法判例研究	水野 謙	1名
平成23年度	追試験希望者なし			
平成22年度	第2学期	民事訴訟法判例演習2	長谷部由起子	1名
		企業金融法	小出 篤	1名
		行政法2	常岡 孝好	1名
		刑法2	龍岡 資晃	1名
		民事訴訟実務	長沢美智子	1名
		憲法訴訟2	戸松 秀典	1名
平成21年度	第2学期	憲法訴訟2	野坂 泰司	3名
		民事訴訟法判例演習2	大島 崇志	1名
		民事訴訟実務	長沢美智子	1名
		企業金融法	後藤 元	1名
平成20年度	第1学期	企業組織法	前田 重之	1名
		刑事訴訟法	馬場 義宣	1名
		刑法1	鎮目 征樹	1名
	第2学期	民事訴訟法判例演習2	長谷部由起子	1名

【解釈指針4-1-1-5】

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本学においては、進級制を採用しており、進級要件を定めるにあたり GPA 制度が厳格に活用されている。第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときまたは当該年次における成績について GPA の数値が 1.8 に達していないときは、原則として、それぞれ次の年次に進級できないものとされている。（学習院大学法科大学院履修規程（以下「履修規程」という。）第3条1項参照）

ここで、GPA は、各科目の成績評価を成績点数（秀＝4点、優＝3点、良＝2点、可＝1点、不可＝0点）に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を取ることで算出される。なお、必修科目であるが5名程度と極めて少人数のクラス編成をとり、クラス内での相対評価に基づく成績分布を前提とする GPA 制度が必ずしも適格的ではない起案等指導1～6と、GPA の算出に必ずしもなじまないエクスターンシップについては、GPA 算出対象科目から除かれている。（履修規程 注参照）

この規定により進級することができなかった学生については、原則として、当該年度の修得単位を無効とし、再度の履修、修得を要求している。ただし、秀又は優の評価を得た科目については、既に高い成績評価を得ており教育の観点から再度の履修、修得を要求することは適切ではないと判断し、これらの成績評価を得た科目に関しては、修得単位を無効としないこととした。（履修規程第3条第2項参照）

平成23年度までは以上の規定によって進級を判断していたが、これによれば、全体としては成績が良好であっても、1科目の不可によって進級ができないこととなり、多くの修得単位が無効となってしまう。このような制度は、法律学の基礎を学ぶべき1年次の学生については一定の合理性を有するものと考えられるが、2年次の学生については、やや教育的配慮を欠くものであり厳格にすぎるとも考えられた。

そこで、平成24年度に、第2年次における成績について GPA の数値が 2.0 以上である場合には、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであれば、第3年次への進級を認めることとした。この規定は現在、平成21年度以降に入学した学生に適用されている。（履修規程第3条第3項参照）

【解釈指針 4-1-2-1】 【解釈指針 4-1-2-2】

資料「履修規程第3条及び注」

第3条 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目の単位を修得してい

ないとき又は当該年次における成績について GPA の数値が 1.8 に達していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

- 2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、学生は、第2年次における成績について GPA の数値が 2.0 以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級することができるものとする。

注) GPA の算出方法

GPA (GRADE POINT AVERAGE の略) は、各科目の成績評価を成績点数 (秀 = 4 点、優 = 3 点、良 = 2 点、可 = 1 点、不可 = 0 点) に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を取ることで算出される。

GPA = (成績点数 × 単位数) の和 / 総履修単位数

[例]

科目名	単位数	評価	成績点数 × 単位数
公法入門 1	2	秀	4 × 2 = 8
民法入門 2	2	可	1 × 2 = 2
民法入門 4	2	良	2 × 2 = 4
法情報調査 1	1	不可	0 × 1 = 0
総履修単位数	7	合計	14

GPA = 14 / 7 = 2.0

※起案等指導 1～6 およびエクスターンシップは GPA 算出対象科目から除く

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 本学において卒業に必要とされる修得単位数は102単位である(学習院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)第10条第1項)。また、修了年次において、GPAの数値が通算1.8以上であることも必要とされている(履修規程第1条)。GPAの数値については、上記の基準4-1-2に関して示したとおりである。

本法科大学院では、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法学既修者に関しては9単位、法学未修者に関しては39単位を上限として、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定することができることとしている(履修規程第4条、同第6条第1項参照)。

また、本法科大学院では、同じく専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法学未修者に関して30単位を上限として、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定することができることとしている(上限まで認めた場合において、さらに他の大学院において修得した単位があるときは、そのうち9単位までを認定することができる)。法学既修者については、入学時に30単位を修得したものとみなしていることから、それ以上にわたって単位認定をする余地はない(履修規程第5条、同第6条第2項参照)。

履修規程が現在のようなようになった平成20年度以降においては、以上の単位認定は行われた例はない。

【解釈指針4-2-1-2】

平成22年度以前の入学者については、法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる単位数は30単位であった。平成23年度、24年度の入学者については、それが32単位に変更されている。平成25年度は再び30単位に変えられている。

【解釈指針4-2-1-1】

(2) 修了要件として、以下の授業科目については以下に定める単位数以上の修得が求められている。

	評価基準		必修（選択必修）単位数	
	（未修者）	（既修者）	（未修者）	（既修者）
公法系科目	8	18	12	8
民事系科目	24		32	12
刑事系科目	10		14	8
法律実務基礎科目	10	10	12	12
基礎法学・隣接科目	4	4	4	4
展開・先端科目	12	12	16	16
合計	93	63	102	72

（3）本法科大学院では修了要件単位数が 102 単位であることから、その 3 分の 1 以上にあたる 34 単位を法律基本科目以外の科目の単位として修得していることが基準 4-2-1（3）により求められる。履修規程 1 条において、選択科目として選択すべき 10 単位について、「ただし法律基本科目は 8 単位を上限とする」とのただし書を設けている。これにより、法律基本科目以外の科目として 2 単位の修得が必要となるため、上記の表の必修（選択必修）である 32 単位に加えた、34 単位の修得が要件として設定されている。

資料「専門職大学院学則第 13 条」

第 13 条 本法科大学院は、法科大学院履修規程の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

資料「履修規程第 1 条、4 条～第 6 条、別表 6」

第 1 条 学生は、本法科大学院を修了して法務博士（専門職）の学位を得るためには、3 年以上在学し、下記の表に従って修了年次において、GPA の数値が通算 1.8 以上で総計 102 単位以上を習得していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者である学生については在学期間を 2 年以上とし、別表 6 に掲げる授業科目について本法科大学院の入学時に 30 単位を修得し、第 1 年次を修了したものとみなす。

〔修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数〕

必修科目	法律基本科目	公法系	別表 1 に掲げる科目	12 単位
		民事法系		32 単位
		刑事法系		14 単位
		2 単位		
	法律実務基礎科目	12 単位		

選択必修科目	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目から4単位を選択する
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目から16単位を選択する

選択科目	法律基本科目	別表2に掲げる科目	別表2ないし別表5に掲げる科目から10単位を選択する(ただし法律基本科目は8単位を上限とする)
	法律実務基礎科目	別表3に掲げる科目	
	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目	
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目	

第4条 本法科大学院は、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、39単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第5条 本法科大学院は、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(ただし、同条でみなすことがある単位のうち、30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

第6条 法学既修者である学生については、第4条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、9単位を超えないものとする。

2 法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない。

〔別表6〕法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧

授業科目名	単位数
公法入門1	2
公法入門2	2

民法入門 1	2
民法入門 2	2
民法入門 3	2
民法入門 4	2
民法入門 5	2
商法入門 1	2
商法入門 2	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
刑法入門 1	2
刑法入門 2	2
刑事訴訟法入門	2
起案等指導 1	1
起案等指導 2	1

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

以下に示すように、修了の認定に必要な修得単位数は、102単位であり、そこから、基準2-1-5ただし書による単位数の2単位を除くと、残りは100単位であるから、基準4-2-2を問題なく満たしている。

資料「専門職大学院学則第10条」

第10条 本法科大学院の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について102単位以上を修得しなければならない。在学年数は、5年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、本法科大学院において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（以下「法学既修者」という。）については、2年以上在学して正規の授業を受けなければならない。在学年数は、4年を超えることができない。

3 法学既修者については、本法科大学院の入学時に所定の授業科目について30単位を修得したものとみなす。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者に対しては、本法科大学院において1年次向けに開講されている授業科目について必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定すべく、公法（憲法・行政法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）、民事法（民法・商法・民事訴訟法）について試験を実施している。このうち、憲法・刑法・民法については論述式の試験を課し、論述能力を判定している。その他の科目においても択一試験だけの出題は行っておらず、簡易な記述を求める試験問題を作成している。

また、入試要項にその科目ごとに試験範囲などを明示し、選抜における公平性を確保している。さらに、受験資格を法学士に限定しないことで、開放性と多様性の確保に努めている。

【解釈指針 4-3-1-1】

法学既修者が入学時に修得したとみなされる授業科目は、次のとおりである。

授業科目名	単位数
公法入門 1	2
公法入門 2	2
民法入門 1	2
民法入門 2	2
民法入門 3	2
民法入門 4	2
民法入門 5	2
商法入門 1	2
商法入門 2	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
刑法入門 1	2
刑法入門 2	2
刑事訴訟法入門	2
起案等指導 1	1
起案等指導 2	1

このうち、法律科目試験の直接の対象とはされていないにもかかわらず、入学時にすでに修得したとされるのは、起案等指導1及び2という授業科目の単位である。法学未修者を対象とする起案等指導の授業は、実務家に求められる調査、分析、文章作成等に関する基礎的な訓練を行うことになっており、(1)判決文を正確に読むこと、(2)判決文を通じて、判断の基礎となる具体的な事実を把握すること、(3)法的な論点を適切に指摘すること、(4)以上を、わかりやすい文章で表現することを目標としている。(法情報調査を含まない。)いずれも、法学既修者であるならば、法学の学習過程において当然修得する能力であると言えることができ、また、そのような能力の有無は法律科目についての上記論述試験によって判定できるものと考えられる。したがって、法学既修者として合格した者については、起案等指導1・2の単位を修得した者と同等の能力を備えていると見なすことが適切であると考えられる。

【解釈指針4-3-1-2】

法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目(上記の通り)すべての単位(30単位分)を一括して免除する方法で行っている。

【解釈指針4-3-1-3】

法科大学院の法律科目試験出題に関しては、学習院大学法学部で毎年刊行している『法学部の試験』という冊子において公表されている学部の学期末試験、学年末試験と、内容的に重複、酷似することがないように、配慮している。試験問題は基本的な法律知識を問うことを主眼としているので、きわめてオーソドックスな内容であることも、公平性を確保するひとつの重要な要素であると理解している。

筆記試験採点の際には受験番号のマスキングにより匿名性を確保している。また、書類選考においても評価の際に考慮すべき要素の中に出身大学如何は含まれておらず、本大学の卒業生あるいは在学生であることが有利に働くことはない。

【解釈指針4-3-1-4】

現在のところ、入学者選抜において、本法科大学院以外の外部機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することは行っていない。

【解釈指針4-3-1-5】

法学既修者として認定された学生が72単位を修得するための在学期間は2年以上4年を超えることができないと定められている(専門職大学院学則第10条第2項)。この在学期間は、102単位を修得することになっている法学未修者の在学期間が3年以上5年を超えることができない(専門職大学院学則第10条第1項)と定められていることと比べた場合、適切な割合で短縮されているということが出来る。

【解釈指針4-3-1-5】

資料「専門職大学院学則第10条」

(修業年限等)

第10条 本法科大学院の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について102単位以上を修得しなければならない。在学年数は、5年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、本法科大学院において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)については、2年以上在学して正規の授業を受けなければならない。在学年数は、4年を超えることができない。

3 法学既修者については、本法科大学院の入学時に所定の授業科目について32単位を修得したものとみなす。

資料「履修規程第1条、別表6」

第1条 学生は、本法科大学院を修了して法務博士(専門職)の学位を得るためには、3年以上在学し、下記の表に従って修了年次において、GPAの数値が通算1.8以上で総計102単位以上を習得していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者である学生については在学期間を2年以上とし、別表6に掲げる授業科目について本法科大学院の入学時に30単位を修得し、第1年次を修了したものとみなす。

[修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数]

(略)

[別表6] 法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧

授業科目名	単位数
公法入門1	2
公法入門2	2
民法入門1	2
民法入門2	2
民法入門3	2
民法入門4	2
民法入門5	2
商法入門1	2
商法入門2	2
民事訴訟法入門1	2
民事訴訟法入門2	2
刑法入門1	2
刑法入門2	2
刑事訴訟法入門	2
起案等指導1	1

起案等指導 2	1	
---------	---	--

別添資料 10 「平成 25 年度法科大学院入学試験問題」

2 特長及び課題等

(1) 特長

成績評価の基準を適切に設定し、それを学生に周知した上で、それに基づいて客観的かつ厳正な成績評価を実施している点は、比較的早期に導入された GPA 制度の活用とあいまって、本法科大学院における成績評価及び修了認定の特長であり、また優れた点であるということが出来る。

(2) 課題

他方、「成績評価のガイドライン」において標準とされた成績評価分布とは異なる成績評価を行っている科目が若干存在することも事実である。各授業科目の内容や極めて少人数であることの特質に基づく例外的措置をもちこんだガイドラインの詳細化について議論を継続すると共に、上記ガイドラインが標準であることの認識を徹底することが今後の課題である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院における教育内容・方法の改善に向けての組織的・継続的な体制としては、①運営委員会及び次年度カリキュラム作成時期におこなわれる教授会における授業内容・方法の点検、②教員相互の授業参観、③自己点検評価委員会における検討・議論、④学生による授業評価、⑤法務研究所の諸活動における実務家教員と研究者教員の相互研鑽などがある。

主な教育分野の代表者が構成員となっている運営委員会では、授業内容・方法についても相当突っ込んだ議論、批判的検討がなされる。たとえば、起案指導の授業の方法、能力別クラス編成の是非、各授業の内容・レベルの適否、学生の習熟度に適した授業内容などが検討される。これらの議論のうち、授業担当者全員によって議論されるのが適当な問題については、次年度のカリキュラムを検討する時期に、教授会において、法学部所属の授業担当者も含めて議論される。このような議論を経て、たとえば、民法分野では学生の習熟度の分析をもとに平成22年度から「担保法」の授業を開設、さらに、その授業経験からわかった学生の応用力不足という弱点に対処するために、平成25年度からは担保法の授業を「応用民法1」「応用民法2」へと発展させるなど、授業内容・方法についての分析・評価そしてフィードバックを行っている。

【解釈指針5-1-1-1】

教員相互の授業参観については、平成23年度まで、毎年行い、参観者からの評価報告を授業担当教員に伝達し、授業内容・質の向上に役立ててきた。これによって一定の成果が得られたと考えられたので、一旦授業参観は休止することにし、24年度からは、より直接的に教育内容改善のための課題を教員全体で行うことをはじめた。その具体的な方法として、平成19年度から設けられている自己点検評価委員会を一層活用して、授業方法の改善に関する議論を行うことになった。直近では、平成24年6月に、共通到達目標の活用方法及び法科大学院のカリキュラムの課題について会議を開催した。

上記の授業参観制度をさらに一步改善した試みとして、平成25年度にはモデル授業検討会を実施することとした。具体的な方法としては、7月1日に長谷部由紀子教授の担当する民事訴訟法1の講義を（出席可能な限りの）法科大学院教員が参加し、見学し、その感想、改善提案、法科大学院として重視すべき教育方法等について意見交換を後日FDとして行うというプログラムである。このためのFDは、翌週の7月9日に授業研究と

いうテーマで開催する予定である。従前の授業参観制度を超えた、密度の高い意見交換が教員相互で行われることを期待した試みである。

他方、学生による授業評価も、授業内容・授業方法の改善のための重要な方策と位置づけており、学期ごとに1回、実施されている。集計結果は個別の教員に提示され、これをもとに各教員は授業内容・授業方法を必要に応じて改善する試みを行っている。平成20年度から平成22年度までは、TKCの教育研究支援システムを使い、電子的にアンケートを実施、集計してきたが、これだとアンケートの回収率が悪いので、平成23年度からは再び教室でアンケート用紙を配布して、回収することで回収率の向上を実現することができた。

平成22年度からは法務研究所が設立され、法実務と研究の架橋を図るほか、実務家教員と研究者教員の相互交流・相互研鑽の場として活用している。同研究所では、毎月1回、「法実務研究会」を開催しており、実務家教員、研究者教員、法科大学院卒業生が参加して、実務・理論・教育に関わる問題について議論している。また、時には法実務の最先端で活躍している法律実務家の講演会を開催している。これらの活動は、法実務と法理論の架橋になるものと位置づけている。その活動内容は、毎年2回を目標に発行される「学習院法務研究」に掲載される。第1号は、平成22年3月に刊行され、現在、第7号（平成25年3月）が刊行されている。第1号には、「特集：法実務教育——5年間余の体験と総合分析」、3号には「特殊：法実務教育——大島崇志先生に聞く」など、法科大学院教育についての分析・評価がなされている。

【解釈指針5-1-1-2】

教育方法についての研修は、本法科大学院では行ってこなかったが、上述のモデル授業検討会を本法科大学院における新たな研修制度として育てていきたい。このほか、弁護士会や他大学で行われる教育研究プログラムについては、情報を各教員に提供し、参加の機会を与えている。教員相互の連携が必要な授業においては、刑事法演習4や民事訴訟実務の授業など、実務家教員と研究者教員が共同で授業を担当することで、実務と理論の結びついた授業を学生に提供している。これらの授業では教材作成に当たっても、実務家教員と研究者教員の準備検討作業において連携がなされている。

本学の教育科目の中でも特色をなす「起案等指導」は学生の書く力を養成する上で極めて重要性が高いが、その具体的内容は固定しておらず、各教員の創意工夫が発揮できる科目であるため、そうした知見の交換の機会が極めて重要である。これまでもこの問題について意見交換を進めてきたが、平成25年にはFDでとり上げることにした。具体的には、6月11日開催のFDでは、「起案等指導」についてテーマに実施する予定である。このほか、法曹倫理やエクスターンシップのように、研究者教員と実務家教員の相互の連携が不可欠である科目については、複数の教員が共同で開講することにより、授業内容の企画段階から実施段階まで密接な連携を図っている。

【解釈指針5-1-1-3】

本法科大学院内に教育内容改善の検討に特化した組織は存在しないが、主に運営委員会が準備的な議論を行い、自己評価委員会や教授会で、より広く教員の意見を集約する

ことが行われている。運営委員会における審議事項のうちで、教育方法等に関する案件を重点的に審議・検討するワーキング・グループとして、平成25年度からは教員3名からなる「カリキュラム・教育委員会」を組織した。

【解釈指針5－1－1－4】

2 特長及び課題等

(1) 特長

実務家教員と研究者教員が連携して、授業その他の共通の課題に取り組む体制が構築され、かつ、現実にも機能している。すなわち、授業面では、刑事法演習4、民事訴訟実務において、実務家教員と研究者教員が共同して授業を行っており、学生に対してよい教育効果を与えている。また、法務研究所の研究会では、研究報告、討論を通じて、実務家教員と研究者教員の相互研鑽が図られており、これを学生への教育面で生かしている。

また、本法科大学院が小規模であることから、教育内容・教育方法についての問題意識などを迅速に共有することが可能であり、モデル授業検討会や具体的な教育方法をテーマにしたFDを通じて問題点への対処も比較的容易である。

(2) 課題

教育内容と教育方法の改善に関する組織的な取り組みの体制は作られているが、これを継続的に行って行く点でなお問題がある。教員数が少ないこともあり、法務研究所の活動なども、一部の教員の加重な負担となっており、今後は、継続性の観点から体制の強化が必要であると考えている。また、教員間の研鑽が教育にどのような効果を与えているかを定性的・定量的に分析し、今後一層授業の質の向上を図ることが課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院における入学者受入についての基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを目的としており、その目的達成のために高い志と強い責任感を持つ者を選抜することを基本としている。したがって入学者選抜に際しては、法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、上記入学者受入方針に基づき人物についても、一定程度、重視して選抜することとしている。具体的には、志望の動機が堅固であるか、責任感が強いのか、バランスのとれた考え方ができるか、円満な人格かといった面を出願書類の丹念な検討を通じて考慮している。

本法科大学院は、このように明確に設定された基本的な考え方（すなわち、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針））を入学試験要項の冒頭（別添資料9-1「平成26年度法科大学院入学試験要項」2頁）に記載して、公表・周知をはかっている。また、より具体的な本法科大学院の「理念と目標」についてはホームページで公表している（<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b2.html>）。

前述の入学者受け入れの基本的考え方は、公平性、開放性、多様性の確保を当然の前提として構成されている。

具体的には、公平性・開放性については、基礎学力と人物評価を重視すると述べ、それ以外の事項を原則として考慮しないことを示している。実際にも、出身校や年齢・性別・国籍等が採点者にわからないような形での採点作業を厳格に行っている。

また、多様性については、社会人経験のある入学者の確保を入学者選抜に際して考慮しており、3割程度の確保を目標としてきた。法学既修者、法学未修者のいずれのコースにおいても、社会人の入学が期待されるが、特に法学未修者のコースでは入学者のうちかなりの数が社会人によって占められることが想定されている。

入学志願者には、上記の基本的な考え方とともに、必要な情報を事前に周知し提供している。前述の入学試験要項のほか、毎年、法科大学院の教育内容を詳細に記した多色刷りのパンフレットを作成し、希望者や説明会（後述）への来訪者に無償で配布している。同様の内容を法科大学院のホームページにも記載している。法科大学院ホームページでは、

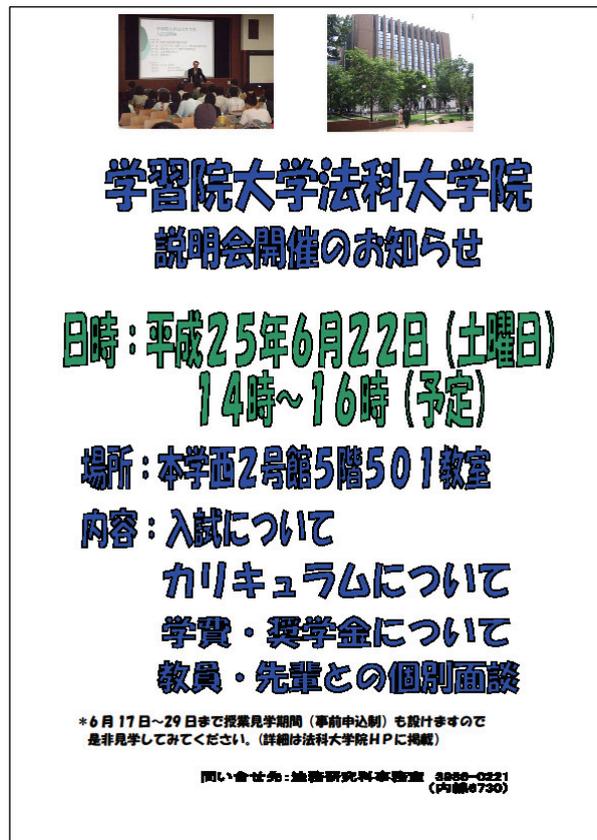
より詳細かつ最新の情報を提供し、トップページにおいて最新の更新情報を提示している。ホームページにおいては、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況、の各事項に関する最新情報を網羅している。

さらに、学習院大学のホームページ及び学習院大学法学部のホームページにおいても、本法科大学院ホームページへのリンクを作成している。

毎年6月ないし7月に行われる法科大学院志望者に対する説明会において、最初に本法科大学院研究科長より本法科大学院の理念・目標及び入学者受入方針を説明しているほか、毎回10名程度の教員が参加して、入学者選抜、カリキュラム（教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了）、学費及び奨学金等の学生支援制度、学生生活（図書館・自習室等の設備に関する事項を含む）、各科目の授業内容等について説明を行い、参加者からの個別相談にも応じている。言うまでもなく、この説明会においても、設置者が学校法人学習院であること、教育上の基本組織とりわけ法学部と法科大学院との関係、教員組織、収容定員及び在籍者数に関する具体的データ、標準修業年限、修了者の進路及び活動状況について、言及し、必要に応じて配布資料の参照を求めている。

別添資料9-1「平成26年度法科大学院入学試験要項」

資料「法科大学院説明会開催のお知らせ（平成25年6月22日）」



学習院大学法科大学院
説明会開催のお知らせ

日時：平成25年6月22日 (土曜日)
14時~16時 (予定)

場所：本学西2号館5階501教室

内容：入試について
カリキュラムについて
学費・奨学金について
教員・先輩との個別面談

*6月17日~29日まで授業見学期間（事前申込制）も設けますので是非見学してみてください。（詳細は法科大学院HPに掲載）

問い合わせ先：法務研究科事務室 0339-0221（内線0730）

【解釈指針6-1-1-1】

基準 6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、入学者の適性及び能力等の評価、その他入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。具体的には次の通りである。

本法科大学院では、入学者選抜にあたり、法科大学院研究科長及び法科大学院主任の指揮・監督の下、入学試験委員 2 名が業務の中心となっている。入学試験委員は、大学全体の入学試験委員会に出席し、その委員会を通じて、また、必要に応じて直接、大学の入学試験を所轄する事務部門であるアドミッションセンターと連絡をとりながら業務を遂行している。なお、大学内のルールとの関係で入学試験委員の 1 名は企画・運営を担当し、もう 1 名は調査・広報を担当することとなっているが、実際には両者が協力して業務にあたっている。

入学者選抜には多くの教員が参画している。法科大学院主任を座長とし、入学試験委員・出題担当教員が参加する入学試験出題委員会が例年 ██████████ に開催され、出題内容について忌憚のない意見交換が行われる。試験問題は、アドミッションセンターを通じて印刷にまわされるが、その際に、事前点検、2 回の校正、さらに最終確認が行われ、誤謬を徹底的に排除する体制が整っている。なお、平成 26 年度入試（平成 25 年に実施）より、2 度の入学者選抜を行うことになったが、いずれについても上記のような厳格な体制を整える予定である（以下の諸点についても同様）。

入学試験当日も、学長、アドミッションセンター所長及び法科大学院研究科長を中心に、大学学部の一般入学試験に準ずる厳密な体制を整えて、入学者選抜を行っている。

採点については、施錠された特定の部屋での採点作業を義務づけ、一つの科目の試験につき必ず複数の教員が採点及び確認を行うようにしている。合否判定は、研究科長・主任及び入学試験委員の作成した資料及び原案をもとに、全教員の参加する合否判定会議において行っている。

なお、入学者選抜の際の書類審査は、一人の教員が概ね 10 名程度の志願者の書類を精読し、採点するという方法で行っている。念のため、主任及び入学試験委員が判断基準の乖離の有無を審査するため、全書類及び判定結果に目を通して行っている。このため、適性試験の結果を含む入学者が書類に記した内容の評価が十全に行われる。

法学既修者については、法学既修者であれば当然に学修したと考えられる、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の各科目について筆記試験を課している。このため、法学既修者であることの認定に遺漏はないと考えられる。

資料「学習院大学入学試験委員会規程」

(設置)

第1条 本大学に、学習院大学入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 入学試験委員会は、本大学の入学試験に関する事項を審議する。

2 前項に掲げる事項のうち、主なものは次のとおりである。

- 一 各学部別入学予定者数を定め、それを確保する方策を立てること。
- 二 学習院高等科及び学習院女子高等科生徒の学習院大学進学基準に関すること。
- 三 入学試験科目及びその採点に関すること。
- 四 入学試験に関する調査を行うこと。
- 五 入学志願者募集に関する広報活動を行うこと。
- 六 入学試験に関する費用の見積りを立てること。
- 七 入学試験の日程の作成及びその実施に関すること。

(組織)

第3条 入学試験委員会は、学長、学部長、アドミッションセンター所長及び各学部から選出される委員それぞれ2名をもって組織する。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 学部から選出される委員の任期は、2年とする。

4 入学試験委員会は、学生センター所長、入学試験出題委員、入学試験調査広報委員及び入学試験企画運営委員その他特に必要と認める者の出席を求め、その報告又は意見を聴くことができる。

(出題委員)

第4条 入学試験問題の作成及び採点のため、入学試験出題委員を置く。

2 入学試験出題委員は、入学試験問題を作成する者をもって充て、試験科目ごとに主任1名を置く。

3 採点について特に必要と認められるときは、採点を補佐する者を置くことができる。

(調査広報委員)

第5条 第2条第2項第4号及び第5号に関する事務を行うため、入学試験調査広報委員を置く。

(企画運営委員)

第6条 第2条第2項第6号及び第7号に関する事務を行うため、入学試験企画運営委員を置く。

(委員の任命)

第7条 第4条から第6条までの委員は、入学試験委員会の推薦に基づき学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、1年とする。

(入学試験実施本部)

第8条 第2条第2項第7号の計画を実施するため、入学試験実施本部を置く。

2 入学試験実施本部長は、学長をもって充てる。

(入学、進学及び編入学の許可)

第9条 入学、進学及び編入学は、各学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経なければならない。

資料「法科大学院入学試験役職者等一覧（平成25年度入試）」（非公開）

前頁から続いて非公開資料掲載

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、受け入れるべき入学者の選抜方法としては、2段階にわたり審査を行っており、これらを通じて、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

書類審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書及び志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。これらの審査により、志望の動機、責任感、バランス感覚の有無、円満な人格か否かといった人格の面を判断している。なお、人物の面についての審査はさらに筆記試験合格者に対する面接試験において行っていたところであるが、書類審査を丁寧に行うことで人物の面についての審査は十分であると考えられることから、平成25年度入試をもってこれを廃止した。

筆記試験として、法学既修者に該当する志願者に対しては、法律基本科目についての試験を実施し、法学未修者に該当する志願者に対しては小論文試験を課している。前者では、本法科大学院での高度の法学専門教育を受けるために必要な基礎的学力を有するか否かを見ることとしている。後者では、これから法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。また法学既修者に対する筆記試験は、本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足る能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているため、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。これらの筆記試験により、法曹資質に係わる学力を有しているかどうかという学力の面について判断しているが、学力の審査については、書類審査に際しての大学における学業成績も加味される。

以上に述べたように入学者選抜試験における書類審査及び筆記試験の実施によって、学力の面のみならず、人物についても重視して選抜するという本法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいた選抜が実施されていると考えられる。

また本法科大学院における入学者選抜においては、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断しており、社会人の入学者の確保という点も入学選抜に際して考慮してきている。

なお本法科大学院では、入学者の選抜に関しては、以上に述べたような書類審査及び筆記試験により慎重かつ厳格な審査手続を実施していることや、入学者の最終判定には全教員が参加する教授会が直接行っていることなどにより、入学者選抜の公平性の確保に努めており、さらに上述のような社会人に対する配慮や大学を卒業していないが十分な学力がある者及び身体機能に障害があるため通常の選抜試験を受けることが困難な者に対しても等しく応募する機会を与え、適切に選抜試験に対応しうることを可能にするために、後述するような具体的な配慮や措置をとることによって入学者選抜の開放性の確保に努めてきている。また、本法科大学院では、大学で法学以外の専門教育を受けた者、種々の実

務経験を有する者及び法曹以外の分野での専門家に対しても広く門戸を開き、入学の機会を与えるために、入学者選抜に際して後述するような種々の配慮や措置を行う等により、入学者の多様性の確保にも努めてきている。

本法科大学院では、以上に述べてきたように、入学者の受入は、公平性、開放性、多様性の確保に努めつつ、本法科大学院における入学者受入についての基本的考え方（アドミッション・ポリシー）に基づき、それに沿って実際に行われてきているものと考えられる。

本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は15名程度で後者は35名程度である。いずれのコースを志望するかは、出願に際して志願者自身が選択することとしており、両コースを併願することも認めている。

出願資格については、設置基準に定められた入学資格を適切に採用しており、特に大学を卒業していない者についても、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、応募することを認めるとともに、事前の資格認定審査を行っており、これにより上記該当者は出願に際して、資格の有無について事前に本法科大学院の判断を知ることができることとなっている。

また、本法科大学院では、身体機能に障害のある者も等しく応募の機会を得ることができ、平等に入学審査に対応し得るようにするため、障害の種類や程度に応じて個別的に必要な措置（車椅子に対応した座席等の適切な座席の指定、拡大鏡の使用の承認、受験時間の延長等）をとってきており、その必要性のある応募者に事前申請を行う機会を与え、そのための手続きを定めている（入学試験要項では、3「出願資格」（2～3頁）の箇所で、受験に際して特別の配慮を必要とする受験者に対しては、出願に際して本学に事前の問い合わせをすることを注意書きで示している）。こうした措置については、入学試験委員会で審議の対象とされる他、アドミッションセンターが必要な連絡及び器具の手配等を行っている。実際に身体機能の障害のある者が応募し合格した実績があることを付言しておく。

なお、本法科大学院では、入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学あるいはその系列の学校に在学、又は卒業した者について優先枠を設けるなどの優遇措置を一切講じていない。入学者に占める自校出身者の割合は決して高くない。また、入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行っていない。

別添資料9－1「平成26年度法科大学院入学試験要項」

【解釈指針6－1－3－1】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院では、受け入れるべき入学者の選抜方法としては、2段階にわたり審査を行っている。第1に書類審査を行い、第2に筆記試験を実施している。

書類審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書及び志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。法科大学院適性試験の成績の審査については、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の成績を審査対象とし、成績が全国の総受験者の下位15%に属する場合は受験資格がないものとしている。また、適性試験の成績は数値化されて最終的な合否判定の際に筆記試験の点数と合わせて考慮されるため、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等は、適性試験を用いて、適確かつ客観的に評価されている。また、自己評価書及び志望理由書、さらに大学の学業成績・社会人経験も、同様に数値化して最終的な合否判定の際に考慮している。

【解釈指針6-1-4-2】

法学未修者に該当する志願者に対しては、筆記試験として小論文試験を課しており、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。もっとも、この小論文試験では法学の知識は問うておらず、法学の知識を有する者を法学以外の多様なバックグラウンドを有する者よりも有利に扱うことにならないよう、細心の注意をもって配慮を行っている。法学既修者コースとの併願をしている法学未修者について、法学既修者コースのための筆記試験（後述）の結果を勘案することも行っていない。

法学既修者に該当する志願者に対しては、筆記試験として公法（憲法、行政法）、民法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の3分野7科目の試験を行っている。この法学既修者に対する筆記試験は、本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足る能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているので、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。

本法科大学院は、前述したように、司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することを基本とし、そのためには、まず選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視している。このような学力を有するかどうかという点に関しては、上記の選抜方法のうち筆記試験が重要である。この筆記試験では、法学既修者に該当する志願者に対して行われる法律科目試験についてはその総得点によって評価することを原則とする。

法学未修者に該当する志願者に対して行われる小論文試験では、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。これらの能力を有するか否かを一定時間内に作成された小論文を総合的に評価して判定している。論文課題は、法学の専門的分野以外の広い領域から出題しており、出題内容は、単純に論文テーマを示して作文をさせるのではなく、一定量の文章を示して、その文章内容に関して問題を提起し、小論文の作成を要求している。作成された小論文を審査して、受験者の文章の読解力、論理的思考力、合理的な判断力及び論述力の程度について総合的に判定を行っている。また法学未修者コースの選抜に当たっては、旧司法試験や法学検定試験の成績等の法律知識及び能力に関しては、一切考慮していない。

さらに、本法科大学院では入学者として受け入れる者については、上記の学力の他に、志望の動機、責任感、円満な人格といった人物の面についても重視して選抜することとしている。この点の審査については、上記書類審査における志望者の自己評価書及び志望理由書によって行っている。

本法科大学院では、以上に述べたような慎重な審査手続きにより、入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が的確かつ客観的に評価されていると考えられる。

【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

別添資料 9 - 1 「平成 26 年度法科大学院入学試験要項」

別添資料 10 「平成 25 年度法科大学院入学試験問題」

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院における入学者選抜においては、志願者に対して、自己評価書及び志望理由書を作成し、これらを出願書類として提出することを要求しており、これらの書類から知り得た志願者の大学在学中における学業成績の他、勉学以外のサークル活動やアルバイト、その他の社会的活動の実績、学識及び種々の過去の経験などを書類審査において考慮している。

さらに出願に際しては語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めており、これらにより志願者の有する多様な知識や社会的経験（公的資格の有無等）の有無を判断し、入学者受入の判定に加味してきている。過去の入学者選抜においては、公認会計士の資格を有する志願者及び司法書士の資格を有する志願者につき、そのような公的資格を有することを積極的に評価している。その他、実務等の経験を有する者に関しては、その職業上の経験または専門職に就いていた者の知見やその職業上の活動等の内容を上記の自己評価書等の書類を通じて知することに努め、入学者選抜に反映させることとしている。なお本法科大学院では、「実務等の経験を有する者」を、「大学卒業後、3年以上一定の社会経験を有する者（主婦を含む）」と定義している。

また法学未修者に該当する志願者に対して行われる小論文試験では、論文課題は、法学の専門的分野以外の広い領域から出題しており、論文作成に関しては出願者の有する多様な知識や経験を生かせるように配慮されている。作成された小論文を審査では、主として受験者の文章の読解力、論理的思考力、合理的な判断力及び論述力を見るが、その他に受験者の知識や経験等についても評価の判断材料にしている。

以上のような入学者選抜試験のプロセスにおいて、把握された志願者の有する勉学以外の面についても、これを筆記試験等の結果に加味して総合的に合否を判定してきており、受験者の有する多様な知識や経験の有無を受け入れるべき入学者の判断に反映させてきている。

なお本法科大学院では全募集定員のうち、30%を上記の法学未修者コースの募集定員に割り当てており、法学未修者が入学者の一定割合を占めることについて配慮をしている。もっとも法学未修者コースの応募資格を法学を履修する課程以外の課程を履修した者に限定していない以上、同コースにおける入学者が全て法学以外の課程を履修した者にはならないが、上記で示したような法学未修者コースの入学者選抜における種々の配慮により、同コースの入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者が一定の割合を占めることを期待できる状況にあると考えられる。また既修者コースにおいても入学者選抜に際しては、上記のような実務等の経験や社会的経験に対する配慮がなされており、その結果として、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者が法学既修者コースの入学者の一部分を占めてきている。以上のよ

うな入学者選抜における未修者コース及び既修者コースにおける入学者選抜における努力により、本法科大学院における全入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合は、本法科大学院開設以来現在に至るまで毎年30%の割合を超えていたが、近年減少の傾向にあり、この点の改善が課題である。

資料「法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の入学実績」

年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	未修	既修								
人数	5	13	7	9	5	11	5	3	2	2
割合	35.7%	37.1%	46.7%	25.0%	41.7%	28.9%	33.3%	10.0%	40.0%	10.0%
割合 コース計	36.7%		31.4%		32.0%		17.8%		16.0%	

※法学以外の課程を履修した者：法学に関する学部、学科等を卒業していない者

※実務等の経験を有する者：大学卒業またはそれと同等以上の学力を有する者であって、かつ、3年以上の社会的経験を有する者（主婦を含む）

【解釈指針 6 - 1 - 5 - 1】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

入学者選抜試験の合格者数に関しては、入学手続率や入学手続後の辞退者数を見込んで、募集人員よりもある程度多く決めなければならないが、長年行ってきた学部段階の入学者選抜の場合と異なり、法科大学院の場合には手続率についてのデータの蓄積がなく、手続率の判断はかなり困難な面がある。本法科大学院においては、過去数年の実際の手続率、本法科大学院の志願者の他の法科大学院との併願状況及び他の法科大学院の入試日程等を勘案して当該年度の手続率を想定しているが、入学者が収容定員を大幅に上回る状態が生ずることを極力避けるために、手続率の予想についてはかなり慎重に行ってきた。その結果過去数年における実際の入学者数は、定員を下回っている。したがって、入学者全体としては、収容定員を上回る事態は従来においては生じていないし、これからも上記のような慎重な運用を行うことにより、入学者が収容定員を上回る事態の発生は十分回避しうる。また、休学者及び原級留置者を含めても、収容定員(入学定員の3倍の数)を上回る事態は発生していない。

別添資料1-2「学生数の状況(様式2)」

【解釈指針6-2-1-1】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、前記基準 6-2-1 に係る状況で示したように、入学者受入れにおいて受入数が入学定員を上回らないように入学者選抜試験における合格者数の判定については慎重に行ってきたおり、その結果従来既修者及び未修者についても、実際の入学者は入学定員を上回る事態は生じていない。

また入学者選抜試験における合格者数の判定については、入学者が入学定員を大幅に上回る事態を極力避けるために、かなり慎重に行ってきたことや、優秀な資質をもつ入学者確保の観点から実質的な競争倍率を維持してきたため、ここ数年、逆に入学手続者の数が入学定員を下回る事態が生じている。そこでこの点を補正するために、補欠合格者の制度を採用し、かつ補欠合格者の制度は、一定の数ごとに段階的に補欠を解除し、繰上げ合格とし得るような柔軟な運用を可能にする制度としてきた。このように、本法科大学院における入学者選抜においては、合格者の入学手続状況を見ながら、段階的に補欠合格者の繰上げ合格を行い、実際の入学者数をできるだけ募集人員に近づけるようにしており、結果として入学者選抜における受入数が入学定員と乖離しないよう努力してきたところであるが、ここ数年の受験生の大幅な減少により、是正のための具体的な取組として以下のような方策をとることとなった。

まず、平成 25 年度においては、未修者の合格者数がとりわけ少なかったことを考慮して、3月に未修者のみを対象とする春期入試（小論文試験と面接試験による入学試験）を実施した。また、平成 26 年度より従来の秋に行っていた入学試験に加え、冬にももう一度入学試験を実施し、前者を A 日程（平成 25 年 9 月 1 日実施予定）、後者を B 日程（平成 25 年 12 月 1 日実施予定）と呼ぶことにした。このように、複数回の入学試験を行うことで、所定の入学定員と乖離しないように努めている。

別添資料 1-2 「学生数の状況（様式 2）」

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院の在籍者数は、(様式2)に示したとおり、近年、入学定員を下回る傾向にある。また、入学者選抜における競争倍率も、平成25年度入学試験においては辛うじて2倍を上回る程度であり、かつての10倍を超える競争倍率からは大幅に低下している。ただし、専任教員数は(様式3)に示したとおり、兼任教員を含めて17名(うち実務家教員5名)であり、入学定員との関係では十分に確保されている。また、修了者のうち平成23年度に18名、平成24年度に16名が司法試験に合格し、法曹への道を歩んでいる者が少なくない。

これらの事情に加えて、既に平成22年度に定員を65名から50名へと削減したことを考え合わせると、現時点では、入学定員をこれ以上削減する必要は必ずしもないと考える。ただし、在籍者数が入学定員を大きく下回っていることが望ましいことではないことは認識しており、入学者選抜の改善のため、法学未修者コースと法学既修者コースの併願制の導入、入試説明会の時期の前倒し及び複数回実施のほか、志願者確保を目的として授業料減免制度の弾力的運用、入試の複数回実施、授業見学制度の導入、広報活動の積極化などの取組を行っている。

別添資料1-2「学生数の状況(様式2)」

別添資料1-3「教員一覧、教員分類別内訳(様式3)」

【解釈指針6-2-3-1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 入学者選抜は、選抜方法として2段階に分けて行っており、かつ最初の書類審査から最後の筆記試験の合否判定まで、かなりの時間をかけて、慎重かつ丁寧に審査を行っている点が挙げられる。
2. 筆記試験では、憲法・民法・刑法、民事訴訟法・刑事訴訟法、商法、行政法の7科目について試験を行い、丁寧な出題・採点を心がけている。未修者の小論文試験でも、比較的長めの文章について、長めの作文を課しており、時間をかけて、慎重かつ丁寧な審査を行っている。
3. 入学後の教育効果を考え、入学定員を適正な規模に設定し、実際の入学者がこの適正な規模を上回らないように制度の運用が図られている。

(2) 課題

1. 従来の入学者選抜において、入学者数が入学定員を下回る傾向にあり、受入数が所定の定員と乖離する状況が生じていることは否定できない。この点は、今後の入学者選抜について改善を要する点のひとつである。ただこの点については、単純に合格者数を増やすための受験対策という措置に安易に頼るべきではなく、本法科大学院の教育内容の充実を図ることにより合格者が増加すると同時に本法科大学院に対する社会的評価が高まり、志望者にとってより魅力的になることによって改善すべきであろう。同時に、入学者選抜制度の不断の改善が必要であることは言うまでもない。
2. かつてと比べると、志願者のうちに大学の新卒者及び卒業して間もない者の占める割合がかなり高くなってきた。既に社会経験等を有する者のうちの多くが法科大学院に進学してしまったという事情もあるが、法科大学院の入学者のうちの一定割合が社会経験を有する者で占められていることは、学生の多様化につながり、若い(大学の新卒者である)入学者にとっての刺激という面でも、有意義である。このため、社会経験を有する者の入学者に占める比率を少しでも上昇させるべく、広報活動を充実させる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学者に対する履修ガイダンス

入学者（法学未修者及び法学既修者）に対しては、授業開始に先立って履修ガイダンスを行っている（平成25年度入学者に対しては、平成24年10月27日（土）、平成25年3月9日（土）、平成25年4月1日（火）に実施した。その概要については、資料のとおり）。

資料「平成25年度新入生ガイダンス概要」

基準1-1-2に係る状況参照

履修ガイダンスにおいて、教育課程の説明、履修において留意すべき点（履修登録の方法、履修登録をすることができる単位数の上限など）の説明、成績評価の方法・進級の要件の説明を行っている。また、奨学金制度や自習室の利用の仕方についての説明も行っている。

【解釈指針7-1-1-1】

2. 学生の学習支援の体制

(1) 図書館の利用法を含む「法情報調査」は、授業の開始に先立ち、4月初めに実施されている（平成25年度は、4月6日、13日、20日の3回行った。）

自習室の利用は、4月1日から可能になっている。

(2) 法学未修者が1年次に配当される法律基本科目を適切に学修できるように、「起案等指導1・2」の担当者が、個々の学生に対して予習のしかた、文献の調べ方等について指導するなど、適宜、個別の履修指導を行っている。

(3) とりわけ法学未修者に対しては、入学後に用いるテキストで使用が決定しているものを案内するほか、講義担当者が必要と考える予習範囲を文書で明示して、入学前における学習が成果のあるものとなるよう指導を尽くしている。

別添資料 11 「平成 25 年度入学者 予習・参考文献リスト」

【解釈指針 7-1-1-2】

3. 教員と学生のコミュニケーションを図るための措置

「起案等指導」の担当者がいわばクラス担任の役割を果たすことが予定されている。学生の日常的な相談への対応にくわえて、学期終了後は、参加者全員との食事会を開催し、くつろいだ雰囲気の中で、勉強の仕方や学習環境などについての相談に応じている。

また、講義等に対する学生からの質問に十分に答えられるよう、質問してコミュニケーションを図る機会を複数確保している。

資料「教員が学生から質問を受ける時間についてのアンケート結果」

基準 3-2-1 に係る状況参照

【解釈指針 7-1-1-3】

4. 卒業生法曹による学習支援

平成 20 年度には、法科大学院修了生（1 期生）で現在弁護士となっている 3 名の協力が得られ、5 月下旬から 6 月下旬までの土曜日に計 6 回、実施した。その後、一時実施できなかったが、平成 24 年度には、法科大学院修了生（3 期生）が中心となった取り組みがなされた。既に弁護士になっている 13 名が学生の学習支援のため前期 8 期日、後期 10 期日で土曜日に同様の方法で学習支援プログラムを実施した。修了生のチューターは、在学当時の自らの経験を踏まえて、個々の学生の問題状況を的確に把握するように努めるとともに、個別のニーズに応じた学習支援を行うべく、創意工夫をこらして大変熱心に後輩の指導を行った。この支援プログラムには、チューターの負担その他の問題（法律基本科目の基礎的な知識の確認の必要性）も浮かび上がったので、平成 25 年度は、実施期日を少なくする代わりに、学生の多彩な要望に応じつつ授業との連携も考えた支援プログラムの内容を充実して実施し始めたところである。

資料「『文書作成講座』日程表（平成 24 年度）」

	実施日	時間	会場 (中央教育研究棟)	担当
前期	9 月 15 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	9 月 29 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	10 月 6 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	10 月 13 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	10 月 27 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	11 月 10 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	11 月 17 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	11 月 24 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
	12 月 1 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生
後期	12 月 8 日	13:30~17:00	405 教室	■■■■ 先生

	12月15日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	12月22日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	1月12日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	2月16日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	2月23日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	3月2日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	3月9日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	3月16日	13:30～17:00	405教室	■■■■■	先生
	3月23日	13:30～17:00	12階国際会議場	■■■■■	先生

【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 奨学金制度

(1) 奨学金の種類及び対象者の人数は、下記のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学習院大学奨学金（貸与）	50 名程度	45 名程度	45 名程度	45 名程度
学習院大学教育ローン 金利助成奨学金（給付）	給付条件を満たす者すべて			
日本学生支援機構奨学金 第一種（貸与）	上限 12 名	上限 11 名	上限 14 名	上限 13 名
日本学生支援機構奨学金 第二種（貸与）	上限 41 名	上限 40 名	上限 40 名	上限 39 名

学習院大学奨学院は、授業料及び維持費等の 2 分の 1 相当額を無利子で貸与するものである。

学習院大学教育ローン金利助成奨学金は、本学が指定した金融機関の教育ローンを利用した学生に対して、当年度に支払った利息のうち、借用年度の授業料及び維持費に相当する借入累計金額の金利分を、1 年間に 5 万円を限度として給付するものである。

日本学生支援機構奨学金第一種は無利子であり、貸与額は、月額 5 万円又は 8 万 8 千円である。同第二種は有利子であり、貸与額は、月額 5 万円又は 8 万円、10 万円、13 万円または 15 万円である。15 万円を選択した場合には、4 万円又は 7 万円の増額貸与制度がある。

(2) 学生が各種奨学金制度を利用しやすくするために、毎年、入学者を対象として行われる説明会において、各種奨学金の内容及び応募の時期・方法等についての説明を行っている。

日本学生支援機構奨学金については、すでに知られるところとなっており、それ以外の奨学金制度についても、広報誌に概要を記載するなどして周知を図っている。また、入学後のオリエンテーションにおいても、内容を説明している。さらに、日本学生支援機構の奨学金については、応募状況に余裕がある場合には、授業において教員がその旨を全員に口頭で連絡し、追加の応募を促している。

別添資料 6 「奨学金の手引 2013 年度版」

【解釈指針 7-2-1-1】

2. 授業料減免制度

平成19年秋（平成24年5月改訂）から、入学試験及び学内試験の成績優秀者を対象とした授業料減免制度を導入した（別添資料7「学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度」参照）。その概要は以下のとおりである。

①入学試験の成績優秀者のうち、法学既修者に限り、平成24年度入試までは、上位1位から4位までの者4名について、1年間の授業料を全額免除し、上位5位から12位までの者8名について、1年間の授業料を半額免除していた。平成25年度入試からは、上位1位から8位までの者8名について、1年間の授業料を全額免除することとした。

②法学未修者のうち、1年次の成績上位1位の者1名について、2年次の授業料を全額免除し、上位2位及び3位の者2名について、2年次の授業料を半額免除する（全額免除については、「起案等指導」「エクスターンシップ」以外の科目のGPAが3.0以上であること、半額免除については、同じくGPAが2.5以上であることを要件とする）。

③法学未修者・法学既修者を問わず、2年次の成績上位1位から5位までの者5名について、3年次の授業料を全額免除し、上位6位から15位までの者10名について、3年次の授業料を半額免除する（全額免除については、「起案等指導」「エクスターンシップ」以外の科目のGPAが3.0以上であること、半額免除については、同じくGPAが2.5以上であることを要件とする）。

平成21年度から25年度までの、以上の要件を満たした入学者及び在学生について、授業料減免実施人数は、次のとおりである。

年度	①		②		③	
	全額	半額	全額	半額	全額	半額
平成21年度	2名	4名	1名	2名	1名	6名
平成22年度	3名	4名	0名	2名	3名	5名
平成23年度	3名	2名	1名	2名	2名	6名
平成24年度	0名	1名	0名	4名	1名	16名
平成25年度	1名	—	1名	2名	3名	10名

別添資料6「奨学金の手引2013年度版」

【解釈指針7-2-1-1】

3. 健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のための体制の整備

(1) 健康相談のための体制の整備に関しては、保健センターの活動が挙げられる。平日と土曜日に開かれ、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

(2) 学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談所が置かれている。カウンセラー3名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テストを行っている。

このほか、「起案等指導」の担当教員が学生からの相談に個別に応じるなどの方法で、精神的な面でのサポートを行っている。

(3) 各種ハラスメントの相談に関しては、ハラスメント相談窓口が設置されている。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等各種のハラスメントの相談を扱っている。法科大学院の専任教員2名が相談員となっており、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に迅速かつ適切に対応している。相談員が学長を通じて人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

別添資料4-1 「学生生活の手引 2013」(P.6 ハラスメントについて、P.17 健康、P.22 学生相談)

【解釈指針7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の整備充足

車椅子を使用する学生が学内を移動するうえで不便がないように、スロープを設けたり、身障者用のエレベータを設置したりしている（東2号館、北1号館、西2号館、西5号館）。

【解釈指針 7-3-1-2】

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置

本法科大学院の学生に関しては、これまで、特別な修学上の支援を必要とする例がなかった。しかし、今後は、視覚障害、聴覚障害などのある学生が入学してくる可能性もある。その場合には、授業において特別な措置を講ずることを予定している。たとえば、点字の教材を用意する、手話のできる補助者をつける、ノートテイカーの要員等の支援スタッフの確保といった対応を検討し、具体的にどの程度の障害者の受け入れが可能かなどを探っている。

大学には、支援スタッフのアルバイト代等について補助をする仕組みが用意されている。

資料「学習院身体障害者支援給付援助金細則（抜粋）」

(趣旨)

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学校法人学習院（以下「本院」という。）の設置する学校の正規の課程に在籍する学生、生徒、児童及び園児（以下「学生・生徒等」という。）のうち、身体に障害を持つ学生・生徒等及び在籍中に支援が必要となる事由が発生した学生・生徒等に対して、学校生活を支援するための援助金の給付に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 有資格者は、次の各号に掲げる者のうち、学校生活において支援を必要とする者とする。

- 一 障害者認定を受けている学生・生徒等
- 二 在籍中に支援が必要となる事由が発生した学生・生徒等

2 援助金の給付の対象となる障害の程度については、別に定める。

(申請)

第3条 この援助金の給付を希望する者（以下「援助金希望者」という。）は、所定の申

請用紙に必要書類を添えて、次の各号に定める部課に提出しなければならない。

- 一 本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）及び本院女子大学（女子大学大学院を含む。）（以下「各大学」という。）の学生 各大学の学生課
- 二 本院高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園（以下「各科」という。）の生徒、児童及び園児 各科事務室

2 援助金の申請は、本院の各学校在籍中、毎年度申請することができる。

（決定）

第4条 援助生の選考は、各学校において、別に定める方法により行い、院長へ推薦する。

2 院長は、前項の推薦に基づき、援助生を決定する。

（援助生の定数）

第5条 援助生の定数は、次のとおりとする。

- 一 本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）の学生 計10名程度
- 二 本院女子大学（女子大学大学院を含む。）の学生 計5名程度
- 三 各科の生徒、児童及び園児 計5名程度

（援助金の給付）

第6条 給付金額は、援助生1名につき、1年間50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）及び本院女子大学（女子大学大学院を含む。）にあっては、特に必要と認められる場合には、次年度の給付額を申請年度に充当することができる。ただし、本措置は2年間連続して申請することはできない。

3 援助金は、申請者が指定する口座に振り込むことにより給付する。

（援助生の資格取消）

第7条 援助金の給付期間中に援助生が、次の各号の一に該当する場合は、受給資格を取り消し、援助金の全額又は一部を返還させることがある。

- 一 学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合
- 二 退学又は休学の場合
- 三 障害の程度が改善し、援助金の給付が不要となった場合

（他の奨学金との関係）

第8条 本院は、この細則に基づく援助生が、学内外の他の奨学金奨学生を兼ねることを妨げない。

【解釈指針7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

法科大学院の学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）となる資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。しかし、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生は、法曹を目指して勉学を続けるか、他の方向に転換するかの選択を必要とする場合もある。そうした学生が利用できる相談窓口としては、「起案等指導」の担当教員が考えられる。また、就職関係の情報収集などを行っているキャリアセンターを利用することも考えられる。このほか、法科大学院の学生を対象とした地方公務員の採用案内（要項）を法務研究科事務室から学生にメール等で適宜案内している（平成 25 年 5 月には兵庫県明石市など）。

法務研究所では本法科大学院出身の弁護士が中心となって、法曹に関する就職情報を提供する講座が開かれている（平成 24 年度には ████████ 弁護士が担当している）。

資料「企業法実務講座のお知らせ（平成 24 年度）」

【コンセプト】

- ・企業法務の最前線で活躍している若手弁護士を講師にお招きし、法科大学院修了生が司法試験合格後の進路を検討する際の参考になるよう、どんな仕事を実際に行っているのか、求められる能力は何か等についてご講演していただきます。
- ・企業法務分野で活躍したい修了生に対して、就職活動面でのアドバイスをいただける場です。

【日時・講師・講演テーマ】

日時	講師	講演テーマ
6/9(土) 14:00～	██████ 弁護士 (██████ 法律事務所)	中堅法律事務所における企業法務の現状と課題～業務全般及び渉外業務を例にとって～
6/9(土) 15:00～	██████ 弁護士 (████████████████████ ████████████████████)	製造業における企業内弁護士
6/9(土) 16:00～	██████ 弁護士 (██████ 法律事務所)	金融法務分野における弁護士の仕事について
6/23(土) 14:00～	██████ 弁護士 (██████ 法律事務所)	日本企業と中国法務

6/23(土) 15:00～	■■■■ 弁護士 (■■■■法律事務所)	弁護士女子の知財法務
6/23(土) 16:00～	■■■■ 弁護士 (■■■■)	金融法務の世界へようこそ

【場所】

6/9 東2号館 13階 大会議室

6/23 中央教育研究棟 4階 405号室

【参加対象者】

法務研究生・法務研修生・法科大学院在学生

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 学生と教員のコミュニケーションが良好である。「起案等指導」の担当者がクラス担任のような役割を果たし、とくにオフィスアワーを設けていなくても、個々の学生の要望や必要性に応じて学習支援・生活支援を行っている。
2. 厳格な成績評価を実施しているため、進級要件を満たさず留年することになり、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けられなくなる学生もいる。そうした学生の経済的支援として、留年後も学習院大学奨学金の貸与を可能にしている。
3. 平成22年に中央教育研究棟（12階建て。9階から11階のすべてが法科大学院専用区域である。）が完成した結果、自習室を集約したこと、10階に演習室、図書室が設けられたこと、教室はほぼIT設備が完備されたことなどの環境整備は大きく充実した。これにより、学生たちは授業と自習の時間配分の効率性を実感して、意欲的に勉学に励んでいるようである。

(2) 課題

1. 設備面の整備は、相当程度進捗した結果、次の課題は、多彩な授業相互の在り方、授業と自習の相互関係などの円滑化を検討すること、チューター・システムなど学習補助システムをいかに構築するかを検討すること、本学の特長である起案等指導の優れた点を伸ばさせつつ小規模校としての長所をより洗練させることになる。
2. 平成19年度秋に授業減免制度を導入するまでは、入学試験の成績上位者は、本法科大学院意合格後、国公立大学の法科大学院に合格すれ入学を辞退することが多かった。授業料減免制度を導入した結果、それ以前に比べて成績上位者の入学が増えたが、平成22年度（平成23年度入試）からは、授業料減免の対象となるにもかかわらず、入学を辞退する成績上位者が目立つようになった。国公立大学の法科大学院に合格する学生が増えてきたことによるものと思われる。そのため、平成24年度（平成25年度入試）からは制度をあらため、それまでの法学既修者コースの入試の成績上位者1位から4位までの4名につき全額免除、5位から12位までの8名につき半額免除の制度に代えて、現在の1位から8位までの8名につき全額免除としたが、平成25年度入試の合格者に関しては、全額免除の対象者8名からから入学を辞退する者が7名出ている。

対策としては、入学辞退者の有していた免除枠を他の入学者に利用することが有用である。平成26年度入学試験（法学既修者コース・A日程）では、入学辞退者の免除枠を他の入学者に利用する運用を行うこととした。このほか、学生に対する学習支援をさらに充実させ、司法試験の合格率を上げることなどが考えられる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、専門職大学院法務研究科法務専攻として、既存の大学院法学研究科からは独立した組織として設立された。平成25年度においては、学生の収容定員150名に対して、専任教員として研究者教員12名（うち、専・他教員2名）、実務家教員5名、合計17名が所属している。

この他に、兼任教員16名が、本法科大学院における授業を担当しており、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。このほか、特別招聘教授として平成25年度は2名が勤務している。

専任教員の専門分野及び業績については、別途ホームページ (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>) に公表しているとおりである。

別添資料1-3「教員一覧、教員分類別内訳（様式3）」

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員は、いずれも専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者である。各教員の専門分野及び業績その他の活動内容については、別途ホームページ (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>) に公表しておりである。

【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

本法科大学院の専任教員 17 名のうち、専・他教員は、平成 25 年度は 2 名となっている。

【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

別添資料 1-3 「教員一覧、教員分類別内訳 (様式 3)」

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

教員の採用及び昇任については、下記の「学習院大学法科大学院教員選任規程」及び「採用の手続に関する法科大学院内規」により、慎重な手続を経た上で法科大学院教授会において決定を行っている。教授会の決定に先立ち、法科大学院教授会の構成員の中から主査1名、副査1名の審査委員を選出し、採用候補者である教員の教育上の指導能力等を詳細に事前審査し、教授会に審査結果を報告する仕組みを採用している。

資料「学習院大学法科大学院教員選任規程」

- 第1条 学習院大学法科大学院の教員の選任については、本規程に定めるところによる。
- 第2条 専任教員の選任は、法科大学院の長の発議に基づき、法科大学院教授会が任命した審査委員会による審査結果の報告を受けて、同教授会で決定する。
- 第3条 実務家教員の選任については、前条を準用する。
- 第4条 非常勤教員の選任は、法科大学院の長の発議に基づき、法科大学院教授会で決定する。
- 第5条 専任教員の昇格については、第2条を準用する。
- 第6条 本規程の改正は、当分の間、法科大学院教授会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

資料「採用の手続に関する法科大学院内規」

1. 学習院大学専門職大学院法務研究科（以下、「法科大学院」という。）における採用に関する手続は、本内規の定めるところにより行う。
2. 専任教員採用人事
 - 1) 専任教員の採用人事は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）で決定する。
 - 2) 専任教員の採用人事は、法科大学院運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の議に基づき、法学部法学科科会（以下、「科会」という。）の意見聴取を経て行う。
 - 3) 法務研究科長は、運営委員会で採用すべきものとされた候補者につき、科会の意見を斟酌して、教授会に採用人事の審査開始の是非を諮るものとする。
 - 4) 法務研究科長は、その採用人事議題を教授会通知に記さなければならない。

5) 採用人事の審査開始を承認した教授会は、直ちに法科大学院教授会の構成員の中から主査1名、副査1名の審査委員を任命する。主査は、法科大学院の専任教員でなければならない。

6) 審査委員は、審査開始決定時から4週間以上経過した後の教授会で審査結果の報告をする。ただし、やむを得ない事情があるときは、審査結果報告までの期間を短縮することができる。また、審査結果報告までの期間を延長するときは、主査は法務研究科長にその旨を伝え、法務研究科長は教授会に報告する。

7) 法務研究科長は、審査委員からの審査結果報告に基づき、採用の可否を諮る。(採用の可否は、異議のないことを口頭で問う形式によるものとする。)

8) 実務家教員採用人事においては、科会の意見聴取の手続を省略することができる。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院は1学年の学生定員が50名であるために、上記基準により必要とされる専任教員数は12人であるところ、平成25年度には17人の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

【解釈指針8-2-1-1】

本法科大学院の専任教員は16名が教授であり、基準8-2-1により置くものとされている専任教員数の半数以上である。

【解釈指針8-2-1-2】

別添資料1-3「教員一覧、教員分類別内訳（様式3）」

別添資料1-4「科目別専任教員数一覧（様式4）」

本法科大学院の専任教員数は、大学及び学校法人との関係で16名までとされており、専任教員の転出等の事態が生じた場合には、その採用手続には慎重を期する必要があることと相まって、本基準を乗り越えて充たす程度の専任教員数となってしまう。既に述べたように、平成25年度においては、法学部法学科の専任教員16名が兼任教員としてその教育を担っているが、少人数教育の充実という本法科大学院の理念との関係で、必ずしも十分な専任教員数ではないといわざるをえない。そこで現在、大学及び法人との関係で専任教員数の増加を進めることができないか、検討しているところである。

【解釈基準8-2-1-3】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

平成 25 年度においては、法律基本科目のうち、憲法（野坂、青井）、行政法（大橋）、民法（能見、原）、商法（小出）、民事訴訟法（長谷部、稲田）、刑法（西田）、刑事訴訟法（植村）には、それぞれ括弧内に記した者が、当該科目を適切に指導できる専任教員として配置されている。

本法科大学院は入学定員 100 人に満たない規模ではあるが、上記に示したとおり、憲法、民法、民事訴訟法の 3 科目については、複数の専任教員が置かれている。

【解釈指針 8-2-2-1】

別添資料 1-3 「教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）」

別添資料 1-4 「科目別専任教員数一覧（様式 4）」

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

基準 8-2-2 で挙げた基本法律科目を担当する教員のほか、研究者教員として1名(若松)が基礎法学・隣接科目を、2名(神前、淵)が展開・先端科目を担当しており、その他の実務家教員5名を加え、少人数ではあるが、専任教員の科目別配置はバランスの取れたものであるといえることができる。

【解釈指針 8-2-3-1】

専任教員の年齢構成は、平成 25 年 5 月 1 日現在、専任教員 17 名について、60 歳代 6 名、50 歳代 4 名、40 歳代 4 名、30 歳代 3 名であり、専任教員の年齢構成においても、著しい偏りはなく、適正なバランスがとれている。

【解釈指針 8-2-3-1】

本法科大学院においては、法曹としての資質と能力を備えるべく、書く力の養成に重点を置いた、オーソドックスな内容の教育を最も重要なものとするほか、特にビジネス・ロー分野の教育にも力を入れているところである。そのような観点から、各必修科目のほか、「公法演習」、「法情報調査」、「企業法務 1・2」、「民事法総合演習 1～4」、「刑事法演習 1～4」、「担保実務研究」、「債権法改正」を主要科目と理解している。それらの科目には原則として専任教員が配置されている。

必修科目については、(実質的に担当している単位部分を計算すると)、平成 25 年度において 72 単位中 50.6 単位の科目、率にして 70.3% の科目を専任教員が担当している。おおむね 7 割以上の科目を専任教員が担当しているといえることができる。

【解釈指針 8-2-3-1】

別添資料 1-1 「開設授業科目一覧(様式 1)」

別添資料 1-3 「教員一覧、教員分類別内訳(様式 3)」

別添資料 1-4 「科目別専任教員数一覧(様式 4)」

資料「必修科目における専任教員の授業担当(2013 年度)」

○：法科大学院専任教員が担当

△：複数開講クラスの一部クラスで法科大学院専任教員が担当

—：法科大学院専任教員が非担当

公法入門 1 2 単位 ○ (大橋洋一)

公法入門 2	2 単位	○ (青井未帆)
憲法 1	2 単位	○ (野坂泰司)
憲法 2	2 単位	○ (野坂泰司)
行政法 1	2 単位	○ (大橋洋一)
行政法 2	2 単位	—
民法入門 1	2 単位	○ (能見善久)
民法入門 2	2 単位	—
民法入門 3	2 単位	—
民法入門 4	2 単位	—
民法入門 5	2 単位	○ (原恵美)
応用民法 1	2 単位	△ 2 クラス開講のうち 1 クラス (荒木新五が 1 クラス担当)
応用民法 2	2 単位	△ 2 クラス開講のうち 1 クラス (能見善久が 1 クラス担当)
民法演習 1	2 単位	— 2 クラス開講のうち 0 クラス
商法入門 1	2 単位	○ (小出篤)
商法入門 2	2 単位	○ (小出篤)
企業組織法	2 単位	○ (小出篤)
企業金融法	2 単位	○ (郡谷大輔)
民事訴訟法入門 1	2 単位	○ (稲田龍樹)
民事訴訟法入門 2	2 単位	○ (稲田龍樹)
民事訴訟法 1	2 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (稲田龍樹と長谷部由起子が各 1 クラス開講)
民事訴訟法 2	2 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (稲田龍樹と長谷部由起子が各 1 クラス開講)
刑法入門 1	2 単位	—
刑法入門 2	2 単位	—
刑法 1	2 単位	—
刑法 2	2 単位	○ (西田典之)
刑事訴訟法入門 1	2 単位	—
刑事訴訟法 1	2 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (前期と後期に 1 クラスずつ。望月栄里子)
刑事訴訟法 2	2 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (前期と後期に 1 クラスずつ。植村立郎)
起案等指導 1	1 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (神前禎、若松良樹が各 1 クラス担当)
起案等指導 2	1 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (小出篤、若松良樹が各 1 クラス担当)
民事訴訟実務	2 単位	○ 2 クラス開講のうち 2 クラス (稲田龍樹、村松昌人が各 1 クラス担当)

刑事実務	2単位	○	(望月栄里子が代表)
刑事手続法演習	2単位	○	(望月栄里子が代表)
法曹倫理	2単位	○	(稲田龍樹が代表)
起案等指導3	1単位	△	8クラスのうち3クラス (稲田龍樹、野坂泰司、原恵美が各1クラス担当)
起案等指導4	1単位	△	8クラスのうち5クラス (稲田龍樹、大橋洋一、野坂泰司、原恵美、荒木新五が各1クラス担当)
起案等指導5	1単位	△	8クラスのうち7クラス (青井未帆、能見善久、長谷部由起子、荒木新五、植村立郎、郡谷大輔、望月栄里子が各1クラス担当)
起案等指導6	1単位	△	8クラスのうち6クラス (青井未帆、能見善久、長谷部由起子、植村立郎、郡谷大輔、望月栄里子が各1クラス担当)

必修科目 全39科目 77クラス

77クラス中、54クラス分につき法科大学院専任教員が担当しており、これは70.1パーセントに相当する。したがって、おおむね7割以上の専任教員が担当するという基準を上回っている。

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

平成 25 年度の専任教員 17 名のうち、6 名の教員（植村、稲田、荒木、松村、郡谷、望月）はすべて、法曹として、専攻分野において 5 年以上の実務経験と高度の実務の能力を有するものである。したがって、こうした実務経験を有した教員が専任教員に占める割合に関して、おおむね 2 割以上という基準を満たしている。刑事裁判官・検察官経験者が刑事法分野・刑事実務分野の科目を、民事裁判官・弁護士経験者が民事法分野・民事実務分野の科目を担当しており、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているということができる。

実務経験を有する各教員に関して、その判事補任官、検事任官及び弁護士登録の年月は、以下の通りである。

資料「実務経験を有する教員の任官等の年月表」

裁判官	植村 立郎	昭和 46 年（1971 年）7 月
	稲田 龍樹	昭和 46 年（1971 年）4 月
検察官	望月 栄里子	平成 10 年（1998 年）4 月
弁護士	荒木 新五	昭和 48 年（1973 年）4 月
	松村 昌人	平成 8 年（1996 年）4 月
	郡谷 大輔	平成 19 年（2007 年）9 月

【解釈指針 8-2-4-1】

なお、本法科大学院には、実務家みなし専任教員は存在しない。

【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

先に基準 8-2-4 について述べたとおり、上記の実務経験を有する教員 6 名は、いずれも法曹としての実務の経験を有する者である。

別添資料 1-3 「教員一覧、教員分類別内訳 (様式 3)」

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

法科大学院教育の負担は、学部教育の負担と比較すると相当に重いものである。そのため、本学においては、基準時間外手当の計算上、法科大学院における授業負担は、学部における授業負担の 1.5 倍と計算するものとされており、したがって例えば、法科大学院における 2 単位の授業負担は、学部における 3 単位の授業負担と同等の負担とされている。このように、法科大学院では授業を担当する専任教員及び兼任教員の負担について相応の考慮を払っている。

専任教員の授業負担は、具体的には以下の通りである。17 名の専任教員のうち 16 名の授業負担は年間 20 単位以下となっており、それを超える 1 名の教員についても年間 22.8 単位であり、年間 30 単位以下にとどまっているところである。

資料「専任教員の授業負担（年間単位数）」

教員名	法科大学院	学部	他大学	総単位数
■	4	10	4	18
■	13.9			13.9
■	6	8		14
■	8	8		16
■	8	10		18
■	9.5	4		13.5
■	6.3	8		14.3
■	4	12	6.8	22.8
■	6	8	6	20
■	4	8	3.1	15.1
■	7	8	4	19
■	3	8		11
■	12.1			12.1
■	12.5		2.7	15.2
■	10.5		1	11.5
■	11.1			11.1
■	9.5		4	13.5

【解釈指針 8-3-1-1】

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院においては、「学習院大学法科大学院研究休暇規程」に基づいて、原則として、法科大学院において教育等に携わった期間が3年に達するごとに半年間、6年に達するごとに1年間研究休暇を取得することができるものとし、実施に努めている。これまで、平成16年度下半期に長谷部由起子教授、平成19年度に戸松秀典教授（平成23年度停年退職）が研究休暇を取得した。

平成25年度には研究休暇の取得を活性化する目的で、各教員に取得の希望を聴取して法科大学院における中長期の計画について審議・決定した（平成25年6月11日法科大学院教授会）。平成26年度には野坂泰司教授、平成27年度からは原恵美准教授を研究休暇取得者として選定した。

資料「学習院大学法科大学院研究休暇規程」

平成19年4月1日施行

第1条（趣旨）

学習院大学（以下「本学」という。）法科大学院専任教員は、この規程の定める期間、本学において教育及び行政の業務（以下「教育等」という。）に携わったときは、自己の研究を促進し、教育の充実を図るため、研究休暇を取得することができるものとする。

第2条（定義）

1 この規程において「研究休暇」とは、「学習院大学専任教員の海外派遣に関する規程」による在外研修、「学習院大学国内研究員派遣に関する規程」による国内研修及びこれらに準ずるものをいう。

2 この規程において「専任教員」とは、法科大学院に所属する教授及び准教授（任期付採用の教員を除く。）をいう。

第3条（基礎要件）

1 専任教員は、法科大学院において教育等に携わった期間が3年に達する毎に、半年間研究休暇を取得することができる。

2 専任教員は、法科大学院において教育等に携わった期間が6年に達する毎に、1年間研究休暇を取得することができる。

第4条（期間の算定）

前条にいう教育等に携わった期間は、本学に着任以降教育等に携わった年数（研究休暇の期間を除く。）から本学において取得した研究休暇の期間を6倍した年数を減じたもの

とする。

第5条（役職による加算）

第3条にいう教育等に携わった期間の算定にあたっては、本学において次の各号のいずれかの役職を務めた者については、その在職年数を加算する。

- 一 法務研究科長
- 二 教務部長、学生部長、図書館長、学長補佐
- 三 その他上記に準じる役職で、法務研究科長が研究休暇諮問委員会の意見に基づいて特に指定するもの

第6条（優先順位と調整）

1 優先順位は、第3条から第5条までの定めにより計算した年数の多い順とし、年数が同一の場合は、先任順とする。

2 法務研究科長は、調整が必要となったときは、研究休暇諮問委員会の意見に基づき調整案を作成する。

3 研究休暇諮問委員会は、法務研究科長、法務研究科主任、及び法務研究科長が指名した若干名で組織する。

第7条（手続）

1 研究休暇の取得を希望する者は、法務研究科主任に申し出て、法科大学院運営委員会の議を経たうえで、法科大学院教授会の承認を得なければならない。

2 法務研究科主任は、前項の申し出について調整が必要と判断したときは、法務研究科長に研究休暇諮問委員会の招集を求めることができる。

第8条（改正）

この規程の改正は、法科大学院教授会の議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の適用にあたっては、法学部研究休暇規程に基づいて算定された年数を研究休暇の取得に必要な期間に参入する。

基準 8 - 3 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 3 - 3 に係る状況)

事務組織としては、法科大学院事務室が課長 1 名、職員 2 名で組織されており、法科大学院担当の職員として、関連する事項について業務を行っている。

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために、研究補助室に副手 3 名がおり、法科大学院専任教員の研究・教育活動のサポートを行っている。これらの副手の仕事は、本学教員の研究・教育のすべてに及ぶものであり、教員があらゆる事項について副手の支援を受けることができるという体制が、教員の研究・教育活動をきわめて円滑なものとしている。

上記の法科大学院事務室と研究補助室は中央教育研究棟 11 階に隣接して設置され、相互に連携しつつ、学生への対応や各種会議の準備をはじめ、法科大学院に関するあらゆる仕事を精力的に行っている。

この他、職務補助の職員としては、法学部・経済学部図書センター（法経図書センター）に置かれている司書の存在を挙げることができる。

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 専任教員数は決して多くはないが年齢及び担当科目についてバランスのとれた構成となっていること、十分な実務経験を有する実務家教員を揃えていること、法科大学院内では職員と副手が連携して、教員の研究・教育活動のサポートを十分に行っていることを挙げる事ができよう。

2. 本法科大学院においては、本学の法学部法学科に所属する教員も、法科大学院における教育に、専任教員と同様の関与をしていることを指摘しておきたい。法学部法学科の教員は形式的には兼任教員ではあるが、実質的には専任教員と言っても過言ではなくいほどの働きをしており、これらの兼任教員をあわせて考えれば、本法科大学院の教員組織は、さらに充実したものと評価することができる。

(2) 課題

専任教員数が一定の水準を上回ってはいるものの、なお十分ではないという点がある。昨今、大学間での人事の流動性が高まる傾向にあることから、そのような状況を踏まえ、将来的な人事構想を明確化し、必要な専任教員数を確保することができるように備えることが重要な課題であると考えている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、既存の学部の上に置かれた研究科とは組織上明確に区別された専門職大学院として位置づけられており、その運営に関する重要事項を審議決定する機関として法科大学院教授会（以下「教授会」という。）を置いている。教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了判定、入学者選抜、自己評価・第三者評価、その他法科大学院に関する重要事項はすべて教授会の議を経て決定される仕組みとなっている。

【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-3】

教授会の構成員は、法科大学院専任教員17名（研究者教員12名、実務家教員5名）と書記（法務研究科事務室職員）1名の合計18名である。毎月1回（第2火曜日17時30分から）このメンバーで定例の教授会を開催している。開始時刻が17時30分からとなっているのは、弁護士である実務家教員の参加に支障が少ない時間帯を選んだことが主な理由である。

なお、毎年の入試合否判定や進級・修了判定の教授会については、関与した法学部法学科専任教員にオブザーバーとして参加を求めている。これは、法科大学院における教育活動等を適切に実施する上で、法学部法学科専任教員の理解と協力を欠かすことができないと考えるからである。実際、法学部法学科専任教員は、法科大学院の兼任教員として法科大学院における教育上主要な授業を分担しているほか、法科大学院の入学試験の実施に際しても出題・採点などの業務の遂行に重要な役割を果たしている。本法科大学院の発足当初は、法学部法学科との緊密な連携が必要との考えから、法学科の専任教員に定例の教授会に毎回出席を求めていたが、法科大学院の自律的な運営に誤解を招くことのないようにとの前回平成20年実施の大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価での指摘を受けて、現在では上記のような形で運営している。

【解釈指針9-1-1-2】

資料「学校法人学習院校規」

（設置する学校）

第4条 この法人が前条の規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

一 学習院大学

大学院

法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科

専門職大学院

法務研究科（専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院）

資料「学習院大学専門職大学院学則」

（教授会）

第6条 各研究科に教授会を置き、所属教員をもってこれを組織する。

2 各研究科に研究科長を置く。

3 各研究科の運営は、別に定める各研究科の教授会規程に基づいて行う。

（教授会の所掌事項）

第7条 教授会は、次の事項を審議する。

一 教育計画及びその実施に関する事項

二 入学試験及び最終試験に関する事項

三 教育課程及び試験に関する事項

四 自己評価に関する事項

五 ファカルティ・ディベロップメントに関する事項

六 学生の入学、休学、留学、退学及び転学に関する事項

七 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項

八 教員の人事に関する事項

九 研究科長の選出に関する事項

十 各種委員等の選出に関する事項

十一 教育及び研究予算に関する事項

十二 学則及び関連する規程の制定、改廃に関する事項

十三 その他研究科に関する重要事項

本法科大学院には、専任の長として法務研究科長（以下「研究科長」という。）が置かれている。研究科長は、別に定める「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」に従って、教授会の構成員により選出される。研究科長は教授会を主宰する。

【解釈指針9-1-1-2】

資料「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」

（趣旨）

第1条 この規程は、法科大学院法務研究科長（以下「法院長」という。）の選出に関し必要な事項を定める。

（法院長の選挙）

第4条 法院長の選出は、選挙により法科大学院所属の専任教授の中から1名を選出する

ものとする。

2 選挙における投票は、教授会において、無記名でこれを行う。

(選挙権者)

第5条 選挙権を有する者は、法科大学院教授会の構成員たる教授、準教授及び講師とする。

資料「法科大学院教授会規程」

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学専門職大学院学則（以下「学則」という）第6条第3項に基づき、法科大学院教授会（以下「教授会」という）に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 教授会は、法科大学院の長が招集し、その議長となる。

(その他の審議事項)

第6条 教授会は、学即第7条に定めた事項の他に、教授会が必要と認めた事項について審議する。

(書記)

第8条 教授会には書記をおき、法科大学院の長がこれを委嘱する。

教授会の下に研究者教員を中心とする専任教員9名から成る法科大学院運営委員会を置き、教授会において審議決定すべき重要事項についてあらかじめ問題点を整理し、委員の間で意見交換をした上で、教授会に議題として提出するようにしている。

法科大学院の管理運営にあたっては、研究科長の補佐として主任を置き、さらに、各種任務を分担する体制を整えている。本法科大学院は比較的小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、あえて委員会組織を設けることはせず、専任教員が各種任務を分担する仕組みを採用したものである。各種任務としては、教務、学生生活（奨学金を含む）、入学試験（企画運営及び広報）、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、キャンパスプラン、ハラスメント防止等があり、1名または2名の専任教員が一つまたは二つ以上の任務を分担している。

なお、本法科大学院には、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者が2名（刑法担当と商法担当の各1名）存在する。来年度以降は、これを解消して法科大学院専任教員の採用を予定している。

基準 9-1-2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の事務は、現在法務研究科事務室（中央教育研究棟 11 階）において、職員 3 名（実動部隊の職員 2 名の他に管理職として課長 1 名。課長は、現在学長室経営企画課長が兼務している）を中心に行われている。平成 22 年度までは法務研究科所属の副手 3 名が中心となって事務作業を担当していたが、他の事務部門との連携や学生対応などについて、専任の職員による事務体制を整備することが必須であると考えられたため、法人・大学と協議を重ねた結果、法務研究科事務室の設置が承認され、平成 24 年度から現在の事務体制が整備された。法務研究科事務室においては、上記の専任職員 3 名のほか、年間 1100～1500 時間のアルバイト 1 名の雇用が認められ、事務の補助作業に従事している。また、毎年度の授業運営や成績処理に関しては、学生センター教務課の各担当者、入試の円滑な実施等に関しては、アドミッションセンターの法科大学院入試担当者とも連携して適切な事務処理を行っている。

法科大学院で使用する教材の作成、学生が提出するレポートの受領、学生との連絡、学内の他部門との連絡、外部の他機関との連絡、図書の利用と返却など、法科大学院専任教員の教育に関する補助業務のほとんどは法務研究科研究補助室に常駐する副手 3 名（法科大学院の専任教員約 5 人に一人の割合で配置されている）が随時行っている。また、教員の個人研究室や法務研究科長室、法務研究科事務室、法務研究科研究補助室、判例資料室等に設置されたパソコンの保守管理については、大学内のコンピュータ支援組織や事務計算機室がこれも随時機敏に対応してくれている。

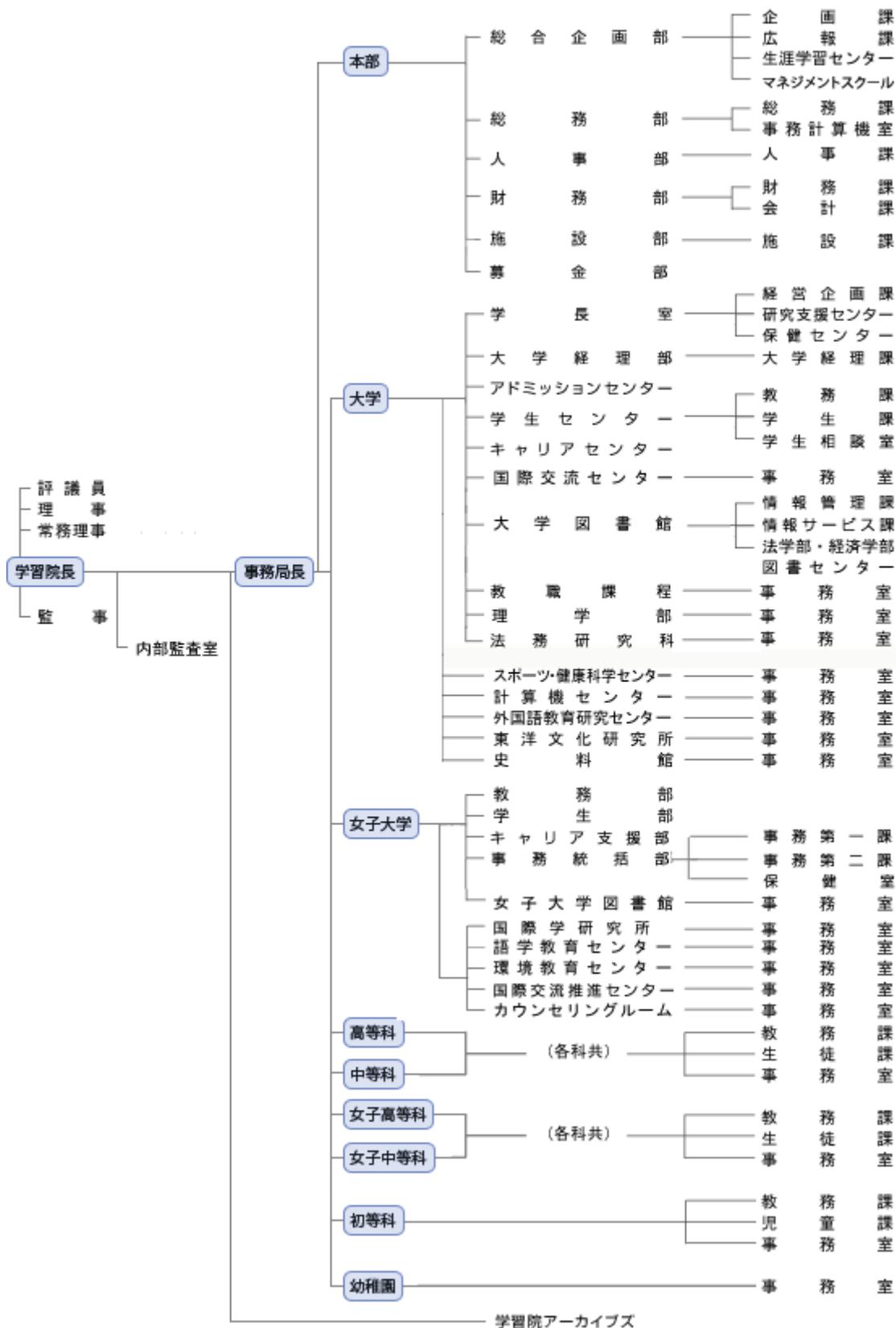
このように現在法科大学院の事務は法務研究科事務室が設置されたことにより円滑に遂行されているといえる。ただ、問題がないわけではない。法務研究科事務室における現在の職員数では各担当者にとって業務がかなりの負担超過になっていることは事実として確認しておかなければならない。また、他の事務部門との業務の分担や連携の在り方についても、なお協議を重ねて円滑な事務の遂行を図れるように一層の改善に努めることが望ましいと考えている。

本法科大学院の管理運営にかかわる事務を担当する専任職員は、大学全体で実施している職員研修に参加しているほか、法務研究科研究補助室の副手は全員副手としての業務を円滑に実施できるように採用時に研修を受けるとともに、将来のスキルアップのために採用後も外部の研修を受けることとしている。

(資料) 事務組織表

学校法人学習院事務組織表

平成25年4月1日現在



基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院の設置者は、学校法人学習院（以下「法人」という。）である。法人は、毎年度本法科大学院に対して一定額の予算配付を行うほか、本法科大学院に対する寄附及び本法科大学院が獲得した競争的資金については、法科大学院の教育活動等の維持・向上を図るために使用できるよう配慮している。ちなみに、本法科大学院は、平成 16 年度から 2 年間文部科学省の「形成支援プログラム」への申請が採択され、この資金を本法科大学院における徹底した少人数教育のために支出した。

法科大学院に対する予算配付額は、平成 24 年度が █████ 千円、平成 25 年度は █████ 千円である。平成 16 年の発足当時に比べると、実績に応じて増額されており、本法科大学院のような比較的小規模な法科大学院において教育活動等を適切に実施していくために必要な経費は一応賄うことができている。しかし、法科大学院においては、とりわけ法学情報データベース等を活用する必要性が大きく、その領域に多額の資金を要すること、また、法科大学院教育の理念や目標について周知徹底を図るための広報活動の充実が求められていることから、現在の予算規模でもなお必ずしも十分とはいえないと考えている。

【解釈指針 9 - 1 - 3 - 1】

資料「平成 24 年度法科大学院予算執行状況」

予算配付額	決算額	予算残	予算消化率
█████	█████	█████	█████%

単位（円）

法科大学院に関する予算については、毎年 9 月に法人から全体の予算編成方針が示され、それに対して法科大学院で次年度に必要な事業計画に見合った予算要求を行うこととなっている。予算要求に関しては必要に応じて大学内でヒアリングを行い、大学内で他部門との間の調整を行ったのち、法人に予算要求書が提出される。これに加えて、法科大学院の責任者である研究科長は、大学と法人との協議機関である院・大学連絡会及び法人が設置する各学校と法人との連絡調整機関である科長会議の構成員となっており、法科大学院の運営に係る財政上の事項についても、その場で意見具申することができる仕組みとなっている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

既存の研究科と異なる専門職大学院法務研究科という組織上の位置づけにふさわしい独自の管理運営の体制が構築されており、運営委員会での論点整理から教授会での審議・決定という仕組みが円滑に機能している。教授会を中心とした教員組織が一丸となって法科大学院における教育活動等を適切に実施する主体として効率的に活動している。これも小規模な法科大学院ならではの特長といえよう。

(2) 課題

法務研究科事務室の設置により法科大学院の管理運営に関する業務の効率は格段に向上したと思われる。ただ、法務研究科事務室の業務量を見ると、これを適切に処理していくためには現有の職員数では必ずしも十分であるとはいえず、今後職員またはアルバイトをさらに1～2名増員することが望ましいと考えている。また、法務研究科事務室の発足にあたり、入試や教務、学生生活等に関して、大学内の他部門との事務の切り分けを協議し、実行に移しているが、実際にはどちらの所掌事務として処理すべきか、また、他部門とどのように連携すべきかが問題となる場面も生じている。これらの点について他部門と協議して、法科大学院の管理運営に関する事務処理を一層円滑なものにすべく努めることが今後の課題となろう。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院で使用可能な教室、演習室及び実習室の総数は145室であり、すべての授業を支障なく効果的に実施することができる施設が備えられている。

教室、演習室のうち、法科大学院専用のもは、中央教育研究棟10階の演習室3室であり、同じく中央教育研究棟10階の学生指導室2室についても、空き状況に応じて、法科大学院専用の演習室として利用している。また、法科大学院と法学部（一部経済学部）との共用である教室、演習室が東2号館に6室ある。その他のものは基本的に大学全体での共用となっており、それらは中央教育研究棟16室、西1号館36室、西2号館23室、西5号館6室、南1号館19室、南2号館5室、南7号館1室、北1号館17室、東別館11室の計134室である。この他に、南2号館11室、南3号館14室があるが、平成25年度は耐震工事のため使用できない。なお、法科大学院専用の演習室3室及び学生指導室2室については、事前の申請があれば、法科大学院学生が自主的なグループ学習をする際にも使用を認めている。

法科大学院の授業は、全135クラスのうち、履修者数10名未満のものがほぼ半数（67クラス）、最大でも履修者数61名という少人数のものであるため、教室、演習室の規模は、授業を支障なく、効果的に実施する上で十分である（クラス数及び履修者数は平成24年度の実績）。

また、法科大学院で使用可能な教室、演習室のうち93室がマルチメディア教室であり、パソコン、ビデオ、Blu-ray ディスク、DVD、CD、書画カメラ、スライドなどが授業に活用されている。特に、法科大学院の授業で使用されることが最も多い西2号館は、全教室がマルチメディア教室である。同棟5階には地方裁判所とほぼ同じ構造をもつ模擬法廷教室（西2-502室）もあり、模擬裁判などの授業に適した設備が整っている。

別添資料19「平成25年度教室機器一覧表」

【解釈指針10-1-1-1】

法科大学院学生164名（平成25年5月1日現在。法務研修生及び法務研究生を含む）全員に対して、専用の自習室として中央教育研究棟9階の全室（4室）を割り当てており、平日、休日、年末年始を問わず、7時から23時まで利用可能である。この階は、学

生証（ICカード）による入室制限がかけられているため、法科大学院学生及び教職員以外は出入りすることができない。そのため学生は、安全で落ち着いた雰囲気の中かで勉学に励むことができる環境にある。座席は合計 197 席あり、その内訳は下表の通りである。

場所	席数	面積	座席	利用可能な者
901 号室	54 席	138 m ²	自由席	法科大学院学生
902 号室	55 席	137 m ²	固定席	法科大学院 3 年生、法務研修生、法務研究生
903 号室	44 席	123 m ²	自由席	法科大学院学生
904 号室	44 席	125 m ²	自由席	法科大学院学生

自習室には「自由席」と「固定席」があり、法科大学院学生 1 名につきいずれか 1 席の利用を認めている。

「自由席」は法科大学院学生であれば誰でも利用することができる。利用者は 1 席を自由に選び、空席があれば任意に移動してよい。また、1 人で複数の「自由席」を占有してしまうことのないよう、1 人 1 つの「座席プレート（学籍番号が記載されている）」を配付し、「自由席」を利用する際には、その「座席プレート」を置いてから使用するよう指導している。

「固定席」は法科大学院学生のうち、法科大学院 3 年生、法務研修生、法務研究生の希望者のみ利用することができる。希望者からの申請に基づき、法務研究科事務室にて座席を割り当て、原則的に座席を変更せずに利用する。「固定席」では座席の移動がないため、「自由席」に比べて更に落ち着いた環境で自習することができる。

「自由席」「固定席」を問わず、自習室内のすべての座席は 1 席ごとにパーテーションで区切られており、パソコンが完備されている。机（オカムラ D920WF-MG62、D9COLC-MG53）は幅が 1100mm、奥行が 750mm あり、パソコンを使用しながら資料を広げて自習するのに十分な広さである。また、すべてのパソコンは学内 LAN（有線）を介してインターネットに接続可能である。個人でパソコンを持ち込むことも認めており、その場合も学内 LAN（有線、無線いずれも可能）を介してインターネットに接続することができる。パソコンで次の法律関係データベースが利用できるよう、入学時に法科大学院学生全員に ID、パスワード等を発行している。

- ・TKC：法科大学院教育研究支援システム
- ・LIC：LLI 主要法律雑誌判例検索システム
- ・第一法規：法情報総合データベース

パソコンからは、自習室同階の廊下にあるプリンター（富士ゼロックス DocuPrint 3100、8 台）で印刷ができ、印刷枚数に制限は設けていない。

加えて、自習室同階の廊下と、同棟 10 階の学生図書室に、下表のとおり合計 3 台のコピー機を設置している。コピー機の利用には、別途コピーカードの購入が必要だが、法科大学院学生（法務研修生及び法務研究生を除く）1 名につき 10 枚のコピーカード（コ

ピー1000枚分)を年度の開始時に配付している。10枚で不足した者が使途を報告して申請した場合には、年度内に5枚を上限として追加配付を認めている。

機種	台数	設置場所
リコー imagio MP 5000	1台	中央教育研究棟9階廊下
コニカミノルタ bizhub 7235	1台	中央教育研究棟9階廊下
コニカミノルタ bizhub 7145	1台	中央教育研究棟10階学生図書室

また、同棟10階には、前述のとおり法科大学院専用の演習室が3室、学生指導室が2室ある。収容定員はいずれも12名程度であり、授業等で使用されていない時間については法科大学院学生の使用を認めている。法科大学院学生は事前に法務研究科事務室に利用申請することで、自主的なグループ学習をすることができる。

この他に、自習室同階のロッカー室に162台、廊下に54台、計216台のロッカーを設け、法科大学院学生1人につき1台の使用を認めている。

隣棟の東2号館の3階から7階には「法学部・経済学部図書センター(以下「法経図書センター」という)」があり、法学、政治学、経済学、経営学に係る専門的な資料を利用することができる。法経図書センターの蔵書については、インターネット上で蔵書検索、予約、貸出延長等が可能であり、自習室から蔵書検索等を可能にする有機的連携が法経図書センターとの間で図られている。また、中央教育研究棟1階には法経図書センターの図書返却ポストを設けているため、窓口まで行くことなく、中央教育研究棟内でこれらのサービスを利用することができる。この他、中央教育研究棟10階には、主要な法律雑誌や法律関係の専門書等を配架した法科大学院学生専用の学生図書室があり、これらの資料は法経図書センターまで行くことなく閲覧ができる(学生図書室及び法経図書センターについては、後に詳述する)。

上記の通り、法科大学院学生の自習室(中央教育研究棟9階)と、演習室、学生指導室、学生図書室(いずれも同棟10階)、法経図書センター(隣棟3階から7階)は、互いに近くに位置しており、場所や利便性等に配慮している。

【解釈指針10-1-1-2】

先述のとおり、本学には、法学部(法学研究科、政治学研究科を含む)、経済学部(経済学研究科、経営学研究科を含む)、法科大学院の専攻に係わる専門的教育・研究に必要な資料の収集と提供を目的とする法経図書センターが設置されている。

法経図書センターは東2号館(法学部・経済学部教育研究棟)の3階から7階までを占め、床面積約6,300㎡、収容可能冊数は約66万冊である。主なスペースの面積と座席数は次の「法経図書センターの規模一覧表」のとおりである。

資料「法経図書センターの規模一覧表」

階	室名	面積(㎡)	閲覧席数	収容冊数
3階	書庫	1,079.9	18	273,000

	貴重書室	32.4		
	その他	248.41		
	小計	1,360.71	18	273,000
4階	書庫	1,045.5	18	308,000
	マイクロ資料コーナー	64.8		
	その他	250.31		
	小計	1,360.61	18	308,000
5階	メインホール	171		
	メインカウンター	31.5		
	参考図書・新聞コーナー	162	26	11,000
	情報検索コーナー	97.2	18	
	セミナールーム	64.8	29	
	新刊雑誌コーナー	216	21	
	コピーコーナー	36		
	会議室	32.4		
	事務室	210.6		
	その他	321.96		
	小計	1,343.46	94	11,000
	6階	開架閲覧席	677.7	112
開架雑誌コーナー		51.8	20	
コピーコーナー		15.8		
閲覧ラウンジ		36	9	
その他		377.22		
小計		1,158.52	141	72,000
7階	閲覧席	299.7	108	
	閲覧室	97.2	44	
	グループ学習室2室	49.6	16	
	閲覧ラウンジ	36		
	図書演習室(経済学部)	64.8	36	
	図書演習室(法学部)	64.8	36	
	会議室	56.7	30	
	スタッフルーム	64.8		
	その他	404.23		
	小計	1,137.83	270	
合計	6,361.13	541	664,000	

平成24年度末の蔵書冊数は、639,619冊（内訳：和図書341,775冊、洋図書297,844冊）であり、雑誌の受入タイトル数は、2,443タイトル（内訳：和雑誌1,593タイトル、洋雑誌850タイトル）である。

受入した図書資料は、教員の研究用図書、学術雑誌として3階及び4階の書庫に約55万冊、学習用図書、開架雑誌、授業に必要な「指定図書」などが6階開架図書コーナーに約8万冊配架されている。学術雑誌は、冊子体が和洋あわせて約2,400タイトル、電子ジャーナルが13,959タイトル（和雑誌74タイトル・洋雑誌13,885タイトル）あり、学部図書館としては充実したタイトル数を誇る。

また、国内外の法律関係の主要なデータベースを導入し、学内または学外からのアクセスを可能としている。

図書予算は主として学部・研究科の専任教員用として配分され、教員の研究用図書、学生の学習用図書ともに各専任教員を中心に選書を行っている。高額な図書、学術雑誌バックナンバーやマイクロ資料などは、各学部・研究科の教授会等の決裁を経て高額図書費あるいは補助金の申請により計画的に購入している。学生の学習用図書については、入門書、概説書や担当の教員がいない分野などを中心に法経図書センターの選書委員も選書を行っている。また、「シラバス」に掲載された参考図書は開架図書としてすべて購入しているほか、学生の購入希望も受け付けている。また、法律関係以外にも、毎年法科大学院で特別授業として行っているソーシャル・スキル関連の図書も備えるように配慮している。

法経図書センターが管理するパソコンとしてOPAC検索用パソコンを3階から6階に計9台、データベース・CD/DVD-ROM検索専用パソコンを5階に1台設置している。この他に大学計算機センターが管理する学生の学習用パソコンが3階から7階に合計57台設置されている。

セミナールームには学習用パソコンのほか、プロジェクターとスクリーンが設置されており、自主ゼミやガイダンス等に積極的に利用されている。視聴覚資料用ブース4台も設置されており、利用者持込資料の視聴も可能である。

また法経図書センターはマイクロ資料を多く所蔵しており、資料の利用はマイクロフィルムリーダー（フィルムスキャナ、専用パソコン、専用プリンター）一式で対応している。

利用者に提供している座席数は前掲の「法経図書センターの規模一覧表」のとおりの内訳で、3階から7階まで演習室・会議室を含めて541席である。3階及び4階の書庫には1人用キャレル、5階メインフロアにはセミナールーム、6階開架フロアには開放的な雰囲気の大机や閲覧席、7階閲覧フロアにはグループ討議用の「グループ学習室」や静かに勉強したい利用者のための「自習室」を配置している。7階の演習室は、授業で使っていない時間帯に利用したいときは、法学部共同研究室で予約可能であり、法科大学院の学生が自主ゼミの目的で使用する人が多い。

そのほか、5階出入口にはセキュリティー対策のため入・退館システム装置を設置し、5階メインフロアには利用者のプライバシー保護と貸出処理のスピードアップを図るた

め図書自動貸出機を1台設置している。

【解釈指針10-1-1-3】

法経図書センターには職員6名（嘱託含む）とアルバイト3名がおり、職員は全員司書資格を持ち、閲覧・貸出業務、利用指導のほかガイダンス、レファレンス業務など専門的な業務を行う体制が整っている。さらに充実した利用者教育を行うため法律関係・著作権など学外研修への参加、TOEICなどの語学学習により図書館員としてのスキルアップを図っている。

【解釈指針10-1-1-4】

本法科大学院の専任教員（専・他を除く）は、中央教育研究棟に1人1室の個人研究室（25㎡から29㎡）を割り当てられており、本法科大学院の教員のうち法学部の専任教員である者（専・他及び兼担）は、東2号館に1人1室の個人研究室（29㎡）を割り当てられている。

また、教員が研究及び教育のために使用している関連施設としては次のものがある。

資料「関連施設一覧表」

施設名	場所	面積
法務研究科事務室	中央教育研究棟 11階 1112号室	25㎡
法務研究科研究補助室	中央教育研究棟 11階 1113号室	26㎡
判例資料室	中央教育研究棟 10階 1002号室	55㎡
小会議室	中央教育研究棟 11階 1103号室	26㎡
多目的室	中央教育研究棟 11階 1104号室	55㎡
ワークステーション	中央教育研究棟 11階 1110号室	28㎡
法学部共同研究室	東2号館 8階 801号室	87㎡
判例資料室	東2号館 9階 921号室	54㎡
ワークステーション	東2号館 8階 804号室	29㎡
第1会議室	東2号館 8階 812号室	58㎡
第2会議室	東2号館 8階 814号室	58㎡
第3会議室	東2号館 8階 816号室	29㎡
大会議室	東2号館 13階 1311号室	87㎡

兼任教員については、西1号館1階の「講師控室」にてコピーなどの授業準備が可能である。職員1名とアルバイト1名が常駐しており、開室時間は平日8時30分から18時、土曜8時30分から12時20分が基本であるが、6限（18時から19時30分）の授業を担当する兼任教員が希望した場合は19時45分まで開室することとしている。

兼任教員のうち、本法科大学院にて「特別招聘教授」として任用した者については、さらに中央教育研究棟11階1116号室（25㎡）を研究室として割り当てている（特別招聘教授2名で共用）。

教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために使用されている機器は下表のとおりである。

資料「機器一覧表」

設置場所	機器名	台数	製品名
法務研究科事務室	複合機（コピー、スキャナー、ファックス）	1台	富士ゼロックス DocuCentre-III C4400
	プリンター	1台	富士ゼロックス DocuPrint 2060
法務研究科研究補助室	複合機（コピー、スキャナー）	1台	富士ゼロックス DocuCentre-IV C4475
	プリンター	1台	富士ゼロックス DocuPrint C3350
	ファックス	1台	Panasonic KX-PD301-W
ワークステーション （中央教育研究棟）	カラー印刷機	1台	RISO ORPHIS 7250A
	複合機（コピー、スキャナー）	1台	富士ゼロックス DocuCentre-IV C4470
	コレーター	1台	LIION LC-400/LC402N
	紙折り機	1台	Duplo DF-920
	製本機	1台	FastBack model 15xs
	プロジェクター	1台	EPSON EMP-732
	電動パンチ	1台	KOKUYO PN-E235
	裁断機	1台	MAITZ PS-1
	シュレッダー	2台	RICOH RICUT 3133FL MS シュレッダー ID-231
法学部共同研究室	シュレッダー	1台	RICOH RICUT 3134FL-P
	プリンター	2台	RICOH IPSIO GX-5550 富士ゼロックス DocuPrint C2210
	複合機（コピー、スキャナー）	1台	RICOH imagio MP5002
ワークステーション （東2号館）	ファックス	1台	brother FAX-2810
	電動パンチ	1台	MAX ELECTRONIC STAPLER EH-50F
	複合機（コピー、スキャナー）	1台	RICOH imagio MP C5002
	プリンター	1台	DocuPrint DPC3350
	コレーター	1台	LIION LC-400/LC-402N
	製本機	3台	FastBack 11J

			FastBack 15XSJ
			HORIZON BQ-27 II
	紙折り機	1台	Duplo DF-920
	印刷機	2台	RICOH satelio DU08 SQ
			RICOH satelio DU08F SQ
	裁断機	1台	DAHLE 561
	電動裁断機	1台	UCHIDA 39-C

なお、前掲の2つの資料「関連施設一覧表」「機器一覧表」に示したもののうち、中央教育研究棟に設置されているものについては、法科大学院の専任教員（専・他を除く）及び副手並びに職員が利用することができ、東2号館に設置されているものについては、法科大学院教員のうち法学部の専任教員である者（専・他及び兼任）及び副手が利用することができる。

【解釈指針10-1-1-5】

教員が学生と面談するための空間として、中央教育研究棟10階に学生指導室を2室設けている。これ以外に、教員の個人研究室や、空いている演習室、会議室等を利用する場合もあるが、いずれも学生のプライバシーに配慮し、該当の教員及び学生のみで面談を行っている。

【解釈指針10-1-1-6】

中央教育研究棟の9階から11階は法科大学院専用のフロアとなっており、次の施設が置かれている。

- ・法務研究科長室（中央教育研究棟11階）
- ・法務研究科事務室（中央教育研究棟11階）
- ・法務研究科研究補助室（中央教育研究棟11階）
- ・多目的室（中央教育研究棟11階）
- ・小会議室（中央教育研究棟11階）
- ・ワークステーション（中央教育研究棟11階）
- ・教職員用ラウンジ（中央教育研究棟11階）
- ・個人研究室（中央教育研究棟10階及び11階）
- ・判例資料室（中央教育研究棟10階）
- ・演習室（中央教育研究棟10階）
- ・学生指導室（中央教育研究棟10階）
- ・学生図書室（中央教育研究棟10階）
- ・学生用ラウンジ（中央教育研究棟10階）
- ・自習室（中央教育研究棟9階）
- ・ロッカー室（中央教育研究棟9階）

法経図書センターは法科大学院専用ではないが、法学部、経済学部、法科大学院の専任教員から選出された図書委員からなる法経図書センター管理・運営委員会及び各々の教授会で管理運営を行っている。教育及び研究に支障がないよう、法学部、経済学部、法科大学院の専任教員は法経図書センターを24時間利用できる体制をとっている。学生が利用できる通常期の開館時間は平日・土曜日とも8時50分から20時まで、試験期（7月及び1月）は21時までとなっており、休日でも法科大学院の授業がある場合は開館している。

また、先述のとおり、法科大学院自習室（中央教育研究棟9階）の上階に法科大学院専用の学生図書室（中央教育研究棟10階）を設置し、主要な法律雑誌や法律に関する専門書を配架している。自習室の利用時間に合わせ、平日、休日、年末年始を問わず、7時から23時まで利用可能であり、法経図書センターの閉館時間であってもこの学生図書室を利用することで支障なく学習することができる。ただし、一部の学生が独占使用しないよう、配架された雑誌はいずれも禁帯出扱いとし、自習室内でしか閲覧できないようになっている。

この他、下表の施設についても、法科大学院専用ではないが、法科大学院が管理に参画したり、教育及び研究のために支障なく使用したりすることができる。

施設名	管理者	法科大学院の参画方法・使用方法
大学図書館	大学図書館	法科大学院教員が「大学図書委員会」に参加。
教室及び演習室 （東1・2号館）	法学部	法学部と共用。法学部共同研究室に予約。
教室及び演習室 （東1・2号館以外）	教務課及び施設課	平日1～5限は教務課に、それ以外は施設課に予約
法学部共同研究室	法学部	専・他及び兼任教員が使用
ワークステーション （東2号館）	法学部	専・他及び兼任教員が使用
判例資料室 （東2号館）	法学部	専・他及び兼任教員が使用

【解釈指針10-1-1-7】

2 特長及び課題等

(1) 特長

中央教育研究棟とその隣の東2号館に、法科大学院の教職員及び学生に関するほとんどの施設（法科大学院専用または法学部との兼用のもの）が集中しており、アクセスが容易である。

教室は、法科大学院のみでなく大学全体で共用しているため、選択の幅が広く、マルチメディア機材が充実した教室が多い。

自習室は、平日、休日、年末年始を問わず、7時から23時までと長時間にわたり利用が可能であり、学生証（ICカード）による入室制限を設けることで安全面にも配慮している。また、パソコンを備えた自習机及びロッカーが在籍者数分以上に設置されているため、学生は必ず1人1つ使用することができる。プリンターからの印刷枚数には制限を設けておらず、コピーについてもコピーカードを配付することで資料作成の便宜を図っている。

教員室として、研究者、実務家を問わず、専任教員には1人1室の個人研究室が用意されている。また、特別招聘教授のために共用の研究室が1室設けられている。

法経図書センターについては、法科大学院の休日開講日には開館されるほか、試験期は21時まで延長開館されており、教員は24時間使用可能である。また、司書資格を持つ職員のきめ細やかなガイダンス、館内ツアーを実施しており、十分な数の蔵書、座席、パソコンが用意されている。さらに法経図書センター閉館時にも学生が支障なく学習できるように、中央教育研究棟には、主要法律雑誌を配架した法科大学院自習室用図書室が開設され、その中にはコピー機も設置されている。

(2) 課題

現在の自習室は、健常者の利用しか想定しておらず、車椅子での利用が難しいものと思われる。現在のところ、車椅子を利用している法科大学院学生はいないため問題ないが、過去に車椅子を利用している受験生がいたこともあり（合格しても入学はしていない、または不合格となった）、車椅子での利用を想定した自習室の整備または運用方法について検討する必要があると思われる。なお、自習室以外の施設については、車椅子でも利用できるよう、施設面または運用面に於いて配慮されている。

また、法科大学院専用の学生図書室は、平成22年度竣工の中央教育研究棟にて79㎡のスペースを確保することができたものの、そのスペースを十分に活かしているとは言えない状況である。主要な判例雑誌や授業に関係する専門書等、必要と思われる資料は揃えており、平成25年3月にも学習に必要な書籍の充実を図ってきたため、学生の自習において支障はないが、今後、さらに資料を充実させ、学生の学習支援を進めていきたい。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1.1-1 自己点検及び評価

基準 1.1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1.1-1-1 に係る状況）

1. 評価項目

自己点検を実施する準則として「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」を定めている（平成19年4月1日より施行）。同規程第2条が規定する、9つの具体的な自己点検・評価事項は、次に示すように、解釈指針 11-1-1-1 に掲げられた6つの「適切な評価項目」を含む内容となっている。2011年1月に実施した自己点検評価の成果をとりまとめた「2010年度 学習院大学法科大学院自己点検評価書」を例に説明するならば、上記解釈指針（1）教育課程の編成は同報告書第2章に、（2）成績評価の状況は第3章（1）から（3）に、（3）入学者選抜の状況は第4章（1）（2）に、（4）学生の在籍状況は第4章（3）に、（5）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況は第6章に、（6）修了者の進路及び活動状況は第3章（4）に、それぞれ掲載されているところである。上記報告書は、本研究科のホームページにおいて公表されている。

【解釈指針 1.1-1-1-1】

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」

(<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

（自己点検・評価の事項）

第2条 自己点検・評価は、次に掲げる事項について行う。

- 一 法科大学院の理念・目的
- 二 教育の内容及び方法
- 三 成績評価及び修了認定
- 四 入学者選抜
- 五 学生の支援体制
- 六 教員組織
- 七 管理運営
- 八 施設、設備及び図書館

九 社会への対応

資料 法科大学院自己点検・評価委員会「2010年度 学習院大学法科大学院自己評価書」
(2011年1月) (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

2. 実施体制

すでに述べたように、本法科大学院では、平成19年4月1日に自己点検・評価規程を制定し、法科大学院全体として自己点検・評価を実施すべく、その実施体制を整えた。まず、法科大学院運営委員会のメンバーを中心に自己点検・評価委員会を構成し、法務研究科長が委員長となって、これを主宰する(同規程第4条、第5条)。自己点検・評価委員会は、①法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定を行い、②法科大学院の自己点検・評価を実施し、③法科大学院の自己点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを公表することとなっている(同規程第3条)。また、自己点検・評価の実施に当たっては、上記①～③の各段階において、教授会に諮ってその妥当性を担保する仕組みとなっている。

【解釈指針11-1-1-2】

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」

(<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

(自己点検・評価委員会)

第3条 法科大学院に、次の各号に掲げる事項を行うため、法科大学院自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- 二 法科大学院の自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 法科大学院の自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 法務研究科長
- 二 法務研究科主任
- 三 前2号以外の法務研究科運営委員会委員
- 四 その他法務研究科長が特に必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

1. 外部評価の実施

平成 23 年 10 月 24 日に平成 23 年度外部評価を実施した。泉徳治氏（弁護士・元最高裁判所判事）に委員長をお願いしたほか、佐藤幸治氏（京都大学名誉教授）、片山典之氏（弁護士）に委員を引き受けていただいた。いずれも、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見をお持ちの方であり、法律実務に従事した者を含む構成となっている。委員には、本研究科が実施した自己点検の成果をまとめた自己点検評価書を検証いただいたほか、教員との面談、学生との面談、授業の参観、施設の見学を行っていただいた。外部評価委員会からいただいた評価に関しては、『外部評価報告書（2011 年度実施）』として本法科大学院のホームページにおいても公表している。

【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

『外部評価報告書（2011 年度実施）』

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

2. 外部評価結果に基づく検証

上記の外部評価で指摘を受けた点を中心に、本研究科内でも検討を行い、改善を図った事項と、改善に歩み出した事項の 2 つに整理した。外部評価委員の指摘に沿って改善を図った事項としては、(1) 事務体制の確立、(2) 成績評価の厳格性の改善、(3) 入学者選抜方法の改善、(4) 未修者に対する導入教育の充実、(5) チューター制度の一層の活用がある。改善に向けて歩み出した課題として、(1) アンケート制度の活用、(2) サバティカル制度の実施、(3) FD の充実、(4) 基礎的学力の向上に向けた教育方法改善、(5) 起案等指導の充実を中核とした合格実績向上の取り組みがある。こうした改善事項については、上記の外部評価報告書の最後に掲載し、ホームページでも公開している。

【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

『外部評価報告書（2011 年度実施）』

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、法科大学院広報誌を刊行しているほか、法科大学院のホームページを開設して、本法科大学院の教育活動や入試に関する情報、自己点検評価の結果を提供している。これらの情報媒体には、本法科大学院について、①設置者、②教育上の理念及び目標、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤収容定員及び在籍者数、⑥入学者選抜、⑦標準修了年限、⑧教育課程及び教育方法、⑨成績評価、進級及び課程の修了、⑩学費及び奨学金等の学生支援制度、⑪修了者の進路及び活動状況に関する情報が含まれている。したがって、本法科大学院では、これまで年報のような形で上記の各項目に関する情報を公表していないが、上記の情報媒体による情報の公開を通じて、実質的に、法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を毎年度公表してきた。

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/> 及び別添資料 8 「法科大学院案内 2014」参照)

【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

ホームページの教員の欄には、専任教員、専任実務家教員、兼任教員のすべてについて、情報開示がなされている。これにより、指導授業科目名、最終学歴・学位、職歴（実務家教員の場合には実務に関する経歴）が明らかにされているほか、最近5年間における著書・論文を中心とした業績があわせて閲覧できるようにリンクが張られている。さらに、学会・社会等の活動を掲載することにより、専門知識を活かした学外における公的活動ないし社会貢献活動の状況を示すと共に、本法科大学院の教員が理論と実務を架橋する高度法学専門教育を担うのに必要な指導能力を有する点に関しても、情報提供できているものとする。

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>)

【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、毎年度、最新の状況を反映したものとするべく、情報の更新に努めている。基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況について記載した①～⑩に関する情報については、随時、教務部教務課及び入学課、学生部と連携して、法務研究科事務室において調査・収集し、保管している。

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

また、本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の一環として行われる学生の授業評価アンケートと教員相互の授業参観の結果も、法務研究科事務室に収集され、適切に保管されている。特に前者の学生による授業評価アンケートの結果に対しては、各教員が真摯に対応し、フィードバックに努めているが、必要に応じて、文書で回答することもある。これらについても、法務研究科事務室に収集され、適切に保管されている。

別添資料 20 「平成 24 年度授業評価アンケート集計結果」

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

評価の基礎となる情報については、「学習院文書取扱規程」により、完了文書について年度別、事項別に、適宜の方法により整理し、編綴の上、保存することや、文書の種類に応じて、永久、10 年、5 年、1 年の期間保管することとしているが、特に、法科大学院における試験問題及び答案用紙については、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」第 8 条により、自己点検・評価作業終了後 5 年間保存することとしている。

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

別添資料 21 「学習院文書取扱規程」

資料 「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程第 8 条」

(<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b7.html>)

第 8 条 (文書の保管)

自己点検・評価に使用した文書等の保管については、学習院文書取扱規程の定めに従って行う。ただし、試験問題及び答案用紙については、自己点検・評価作業の終了後 5 年間保管するものとする。

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 自己点検・評価については、本法科大学院では、学生の授業評価アンケートのように、法科大学院の開設当初から実施して、その結果を教育活動等の改善に活かしてきたものもある。

2. 自己点検評価や外部評価の結果を適時にホームページに掲載しているほか、懸案であった外部評価も、前回の認証評価以降、2度にわたって実施し、2011年度実施の外部評価では、評価における指摘事項を真摯に受け止め、改善点と改善に着手した事項に分けて外部評価書に掲載し、学外に改善状況を公開するなど、透明性の高い運営に努めている。

3. 本法科大学院における教育活動等の状況について、法科大学院広報誌、法科大学院ホームページ及び入試募集要項等を通じて、積極的に情報を提供している。特に、ホームページを通じた情報提供には力を入れ、漸次、その内容を充実させてきた。例えば、教員情報を中心に情報提供の質及び量の充実を図ってきたほか、卒業生の意見や感想も掲載し、本法科大学院の特色を伝達できるように努めてきた。

(2) 課題

教員相互の授業参観は、平成20年度以降、組織的に実施することとし、一応の総括も行った。授業参観を通じてお互いにより刺激を受けたが、法科大学院におけるより良い授業とはどういうものかについて、今後さらに模索し検討を重ねていくことが重要な課題である。平成25年度からは特定の授業をモデル授業として指定し、他の教員が特定日に共同で参観した上で、FDにおいて授業方法について議論する試みを開始したが、今後、一層こうした検討の機会を増やしていきたいと考えている。

別添資料 目次

- 1-1 開設授業科目一覧（様式1）
- 1-2 学生数の状況（様式2）
- 1-3 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- 1-4 科目別専任教員数一覧（様式4）
- 2-1 授業概要「民事法演習1」（平成18年度シラバスより）
- 2-2 授業概要「民事法演習2」（平成18年度シラバスより）
- 2-3 授業概要「比較法1」（平成20年度シラバスより）
- 2-4 授業概要「比較法2」（平成19年度シラバスより）
- 2-5 授業概要「消費者法」（平成24年度シラバスより）
- 2-6 授業概要「信託法」（平成22年度シラバスより）
- 2-7 授業概要「ビジネスプランニング」
（平成24年度シラバスより「ビジネスプランニング1・2」）
- 2-8 授業概要「国際法」（平成24年度シラバスより）
- 2-9 不開講の科目と理由
- 3-1 平成25年度法科大学院履修要覧・シラバス
- 3-2 平成24年度法科大学院履修要覧・シラバス
- 4-1 学生生活の手引2013
- 4-2 学生生活の手引2012（写し）
- 5 平成25年度法科大学院授業時間割表
- 6 奨学金の手引2013年度版
- 7 学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度
- 8 法科大学院案内2014
- 9-1 平成26年度法科大学院入学試験要項
- 9-2 平成25年度法科大学院入学試験要項（写し）
- 10 平成25年度法科大学院入学試験問題
- 11 平成25年度入学者 予習・参考文献リスト
- 12 法科大学院の試験2012年度版
- 13 平成24年度法科大学院科目別成績評価割合
- 14 平成24年度法科大学院成績分布一覧
- 15 法科大学院成績集計表（通算成績）
- 16 法科大学院修了者の進路について
（平成24年度法科大学院修了認定状況調査より抜粋）
- 17 法科大学院自己点検・評価委員会議事録（平成24年度）
- 18 日本司法支援センターにおけるエクスターンシップ実習の取扱いに関する協定書
- 19 平成25年度教室機器一覧表
- 20 平成24年度授業評価アンケート集計結果
- 21 学習院文書取扱規程
- 22-1 法科大学院成績評価についてのガイドライン（平成25年度）
- 22-2 法科大学院成績評価についてのガイドライン（平成24年度以前）